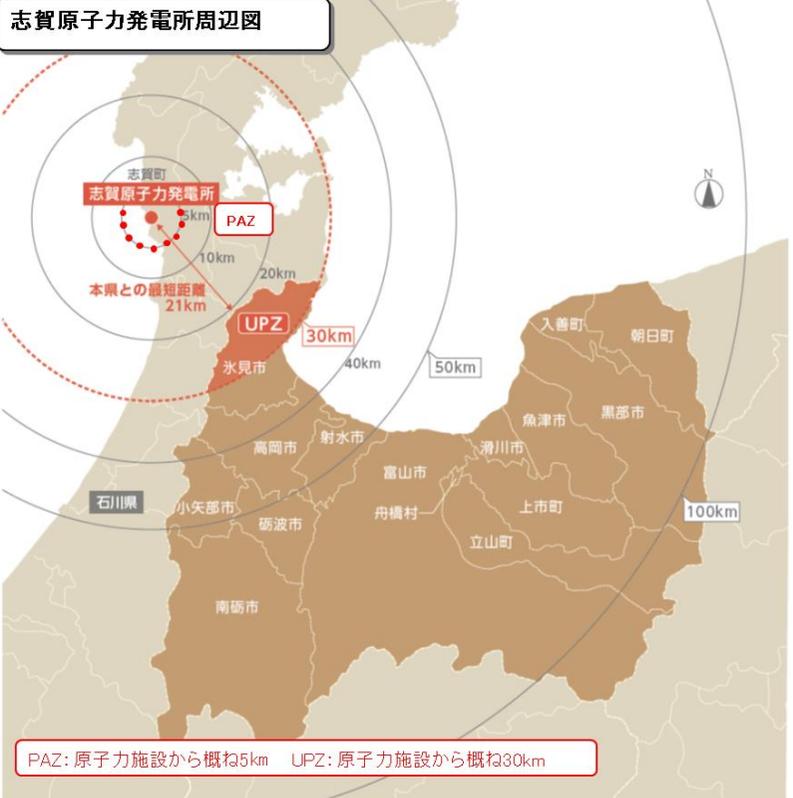


富山県地域防災計画（原子力災害編）改定案 新旧対照表

旧	新	備考
<p data-bbox="392 496 828 644">富山県地域防災計画 原子力災害編</p> <p data-bbox="456 1082 761 1123">平成29年 3月</p> <p data-bbox="477 1179 745 1220">富山県防災会議</p>	<p data-bbox="1653 316 1917 400">凡例 下線 改定箇所</p> <p data-bbox="1288 496 1724 644">富山県地域防災計画 原子力災害編</p> <p data-bbox="613 802 1469 927">改 定 案</p> <p data-bbox="1373 1082 1635 1123">_____年 月</p> <p data-bbox="1370 1179 1639 1220">富山県防災会議</p>	

富山県地域防災計画（原子力災害編）改定案（第1章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第1章 総則 第2節 計画の性格 第1 富山県における原子力災害対策の基本となる計画 この計画は、富山県における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び____原子力規制委員会_が定める原子力災害対策指針に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図ったうえで作成したものである。</p>	<p>第1章 総則 第2節 計画の性格 第1 富山県における原子力災害対策の基本となる計画 この計画は、富山県における原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び<u>国</u>（原子力規制委員会）が定める原子力災害対策指針に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図ったうえで作成したものである。</p>	<p>防災基本計画 のに伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>第4節 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>第1 対象となる原子力事業所</p> <p>志賀原子力発電所周辺図</p>  <p>第2 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路</p> <p>1 原子炉施設等で想定される放射性物質の放出形態</p> <p>原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある</p>	<p>第4節 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>第1 対象となる原子力事業所</p> <p>志賀原子力発電所周辺図</p>  <p>第2 放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路</p> <p>1 原子炉施設等で想定される放射性物質の放出形態</p> <p>原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある</p>	<p>備考</p> <p>PAZ追加</p> <p>PAZ・UPZ 範囲追加</p>

旧	新	備考
<p>放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等<u>の放射性物質</u>がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。更に、<u>土壤や瓦礫</u>等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>第6節 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域</p> <p>第1 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域</p> <p>原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、<u>住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示、緊急用移動手段の確保等が必要である。</u>また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。」</p> <p>1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）</p>	<p>放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等_____がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。更に、<u>土壤やがれき</u>等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。</p> <p>第5節 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域</p> <p>第1 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域</p> <p>原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、<u>住民等への対策の周知、迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示を行うとともに、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、緊急用移動手段の確保等が必要である。</u>また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。」</p> <p>1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）</p>	<p>指針の改正に伴う修正</p> <p>第5節第6節入れ替え (PAZ・UPZの説明を第4節の次に移すもの)</p> <p>指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>原子力災害対策指針によれば、「PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる<u>確定的影響等を回避するため</u> _____、EALに応じて、即時避難を実施する等、<u>放射性物質の環境への放出</u> _____ 前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。 _____ PAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね _____ 5km」を目安とする。なお、この目安については、<u>地方公共団体の行政区画、地形条件、気象条件</u>、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。」とされている。</p> <p>2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）</p> <p>原子力災害対策指針によれば、「UPZとは、確率的影響のリスクを<u>最小限に抑えるため</u>、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。 _____ UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね _____ 30km」を目安とする。なお、この目安については、<u>行政区画、地</u></p>	<p>原子力災害対策指針によれば、「PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる<u>重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため</u>、EALに応じて、即時避難を実施する等、<u>通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が</u> _____ 放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である _____。発電用原子炉施設に係るPAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から<u>おおむね半径5km</u>」を目安とする。なお、この目安については、 _____ 主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。」とされている。</p> <p>2 緊急 <u>防護措置を準備する区域</u>（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）</p> <p>原子力災害対策指針によれば、「UPZとは、確率的影響のリスクを<u>低減するため</u> _____、EAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。<u>発電用原子炉施設に係るUPZ</u>の具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から<u>おおむね半径30km</u>」を目安とする。なお、この目安については、 _____</p>	<p>指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>形条件、気象条件、主として参照すべき事故の規模を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。」とされている。</p> <p>第2 本県における原子力防災対策を重点的に充実すべき区域（県総合政策局、氷見市）</p> <p>原子力災害対策指針を踏まえ、本県において、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）は、発電所から概ね 半径30kmの圏内とする。この対象区域には、氷見市の一部が含まれるが、行政区画、地形条件等を考慮のうえ、具体的な範囲を定める。</p> <p>第5節 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方</p> <p>第1 緊急事態の段階</p> <p>2 初期対応段階</p> <p>情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、<u>確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、</u> 迅速な防護措置等の対応を行う。</p> <p>第2 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方</p> <p>緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、国際原子力機関（International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。）等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階におい</p>	<p>主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。」とされている。</p> <p>第2 本県における原子力防災対策を重点的に充実すべき区域（県総合政策局、氷見市）</p> <p>原子力災害対策指針を踏まえ、本県において、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）は、発電所からおおむね半径30kmの圏内とする。この対象区域には、氷見市の一部が含まれるが、行政区画、地形条件等を考慮のうえ、具体的な範囲を定める。</p> <p>第6節 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方</p> <p>第1 緊急事態の段階</p> <p>2 初期対応段階</p> <p>情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、<u>重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、</u>迅速な防護措置等の対応を行う。</p> <p>第2 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方</p> <p>緊急事態のうち、初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。このため、国際原子力機関（International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。）等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階におい</p>	<p>指針の改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>第5節第6節入れ替え (PAZ・UPZの説明を第4節の次に移すもの)</p> <p>指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>て、発電所の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築する。</p> <p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>ア 警戒事態</p> <p>この段階では、北陸電力は、警戒事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について 直ちに国に<u>通報</u>しなければならない。_____</p> <p>_____国は、北陸電力の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、志賀原発立地県である石川県等の地方公共団体及び公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、石川県、志賀町等は発電所の近傍のPAZ（第6節第1、1で述べるPAZをいう。以下同じ。）内において、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。</p> <p>イ 施設敷地緊急事態</p> <p>この段階では、北陸電力は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国、県、立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>て、発電所の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急__防護措置を迅速に実行できるような意思決定の枠組みを構築する。</p> <p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>ア 警戒事態</p> <p>この段階では、北陸電力は、警戒事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について 直ちに国に<u>連絡</u>しなければならない。<u>また、北陸電力は、これらの経過について、連絡しなければならない。</u>国は、北陸電力の情報を基に警戒事態の発生の確認 を行い、遅滞なく県、志賀原発立地県である石川県等の地方公共団体及び公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、石川県、志賀町等は発電所の近傍のPAZ（第6節第1、1で述べるPAZをいう。以下同じ。）内において、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。</p> <p>イ 施設敷地緊急事態</p> <p>この段階では、北陸電力は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国、県、立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。<u>また、北陸電力は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告</u></p>	<p>指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>_____国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の地方公共団体及び公衆に対する情報提供を行わなければならない。国、県、石川県、氷見市等は、緊急時 モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、立地県である石川県が中心となって、主にP A Z内において、基本的に<u>すべて</u>の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施しなければならない。</p> <p>ウ 全面緊急事態</p> <p>全面緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、<u>確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から</u> _____迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、北陸電力は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国、県、立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。 _____</p> <p>_____国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の地方公共団体及び公衆 に対する情報提供を行わなければならない。国、石川県等は、P A Z内において、基本的に<u>すべて</u>の住民等を対</p>	<p><u>しなければならない。</u>国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の地方公共団体及び公衆に対する情報提供を行わなければならない。国、県、石川県、氷見市等は、緊急時 モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、立地県である石川県が中心となって、主にP A Z内において、基本的に<u>全て</u>の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難を実施しなければならない。</p> <p>ウ 全面緊急事態</p> <p>全面緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、<u>重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、</u>迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、北陸電力は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国、県、立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。<u>また、北陸電力は、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行い、その措置の概要について、報告しなければならない。</u>国は、全面緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の地方公共団体及び公衆 に対する情報提供を行わなければならない。国、石川県等は、P A Z内において、基本的に<u>全て</u>の住民等を対</p>	<p>指針の改正に伴う修正</p>

原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等

緊急事態区分		PAZ(～概ね5km)				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～)※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
		警戒事態	事業者 ・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-
公共地方 ・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングの強化	【避難】 ・要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・平常時モニタリングの強化	-	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	【避難】 ・要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力				
国 ・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	・自治体への参集要請 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	-	・自治体への参集要請 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングのための調整	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請				
(「原災法」全10条の施設敷地緊急事態に該当する場合は除く。)	事業者 ・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの準備及び支援	-	
	公共地方 ・要員追加参集 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・要援護者等の避難の実施 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施 ・屋内退避準備	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	【避難】 ・要援護者等の避難受入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力			
	国 ・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難の実施を指示 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示	・自治体への参集要請 ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・自治体に要援護者等の避難受入れを要請 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請		
(「原災法」15条の全面緊急事態宣言の基準を採)	事業者 ・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-	
	公共地方 ・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・平常時モニタリングで設置されているモニタリングポストによる測定	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施 ・屋内退避 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	【避難】 ・避難の受入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、体表面除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への協力			
	国 ・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、体表面除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)を指示	・自治体への参集要請 ・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、体表面除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、スクリーニング場所の確保等)への協力を要請		

原子力災害対策指針(平成27年4月22日改正)より

原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等

		PAZ(～概ね5km)				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～)※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る。			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
警戒事態	原子力事業者	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	・緊急時モニタリングの準備	-	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	-	-	【避難】 ・要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
	国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	-	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	・自治体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングのための調整	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
(原災法10条の通報事項に該当する場合を除く。)	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの準備及び支援	-
	公共団体	・要員追加参集 ・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・要配慮者等の避難の実施 ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等) 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	-	【避難】 ・要配慮者等の避難受入れ ・避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力
	国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難の指示 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避準備を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・自治体に要配慮者等の避難受入れを要請 ・自治体に避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力を要請
(原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採)	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び自治体へ通報	・敷地境界のモニタリング	-	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
	公共団体	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	・国及び他の自治体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	-	【避難等】 ・避難等の受入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力
	国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・自治体に避難の実施(移動が困難な者の一時退避を含む)を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・自治体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・自治体に安定ヨウ素剤の服用準備(配布等)を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)を指示	・自治体への参集要請	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難等】 ・自治体に避難の受入れを要請 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・自治体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等)への協力を要請

図1 防護措置実施のフローの例

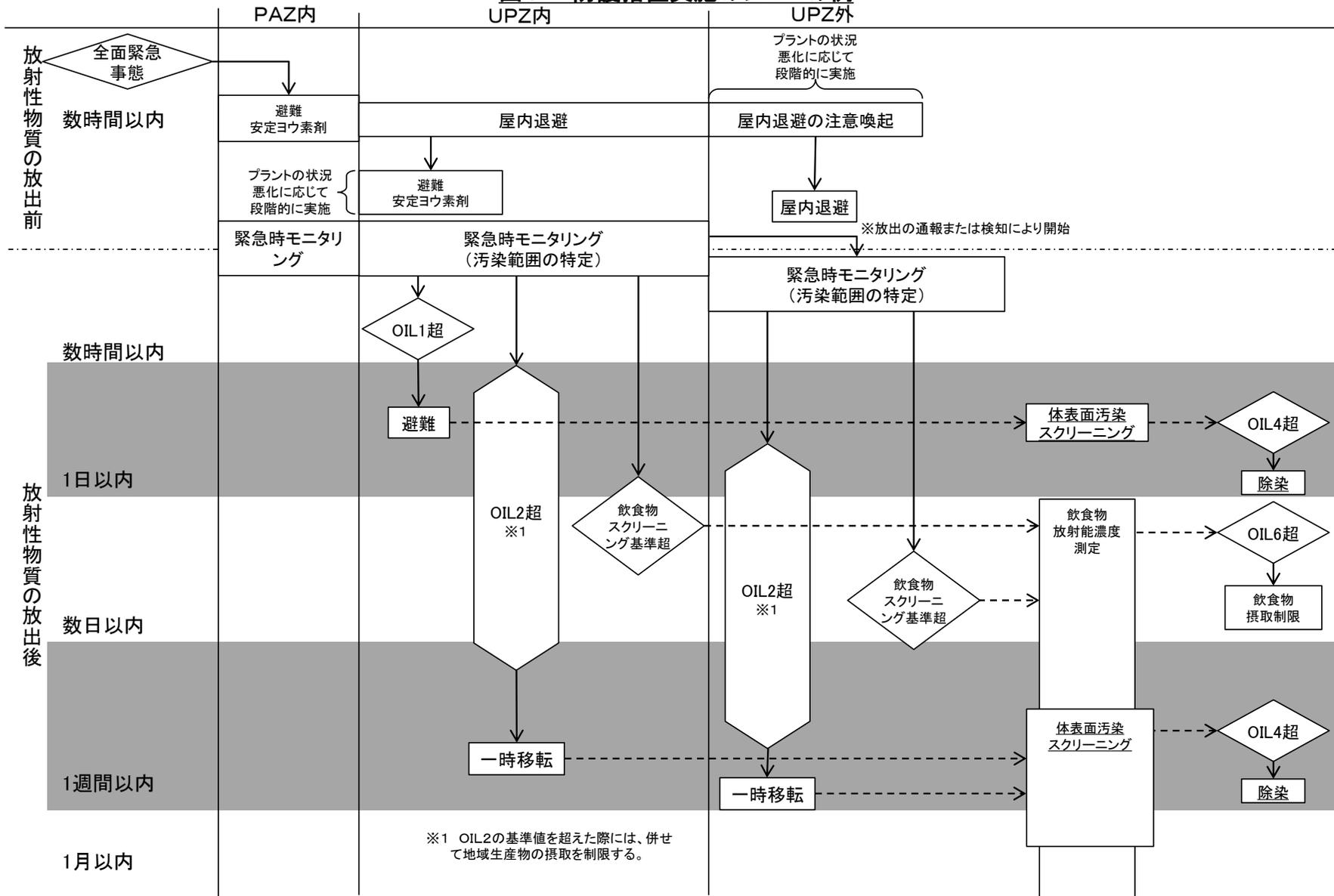
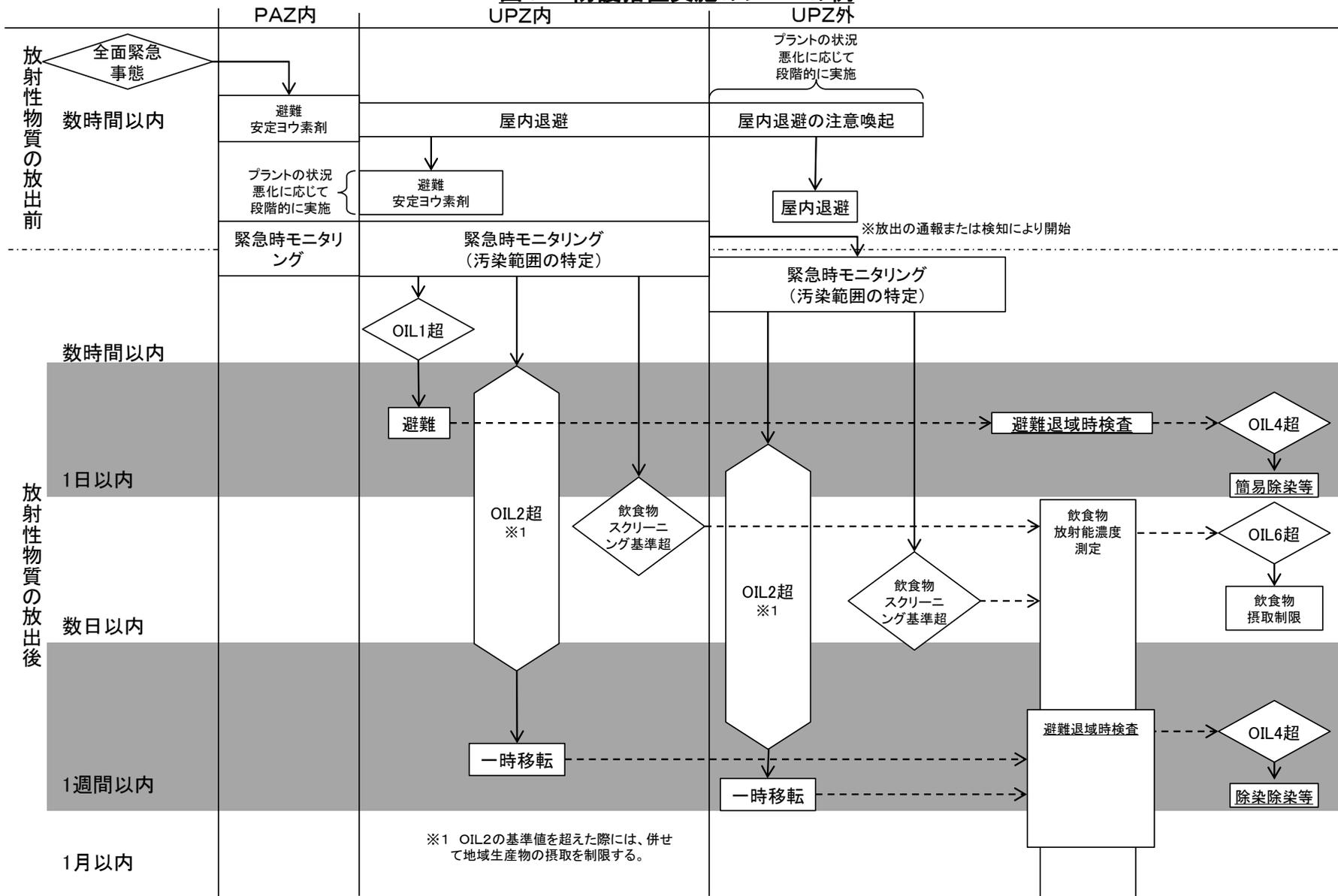


図1 防護措置実施のフローの例



旧		新		備考
警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	
<p>1. 原子炉停止機能の異常のおそれ 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。</p> <p>2. 原子炉冷却材の漏えい 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。</p> <p>3. 原子炉給水機能の喪失 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。</p> <p>4. 原子炉除熱機能の一部喪失 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。</p> <p>5. 全交流電源喪失のおそれ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続する場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。</p> <p>6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p>7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。</p> <p>8. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</p> <p>9. 所内外通信連絡機能の一部喪失 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>	<p>1. 原子炉停止機能の異常のおそれ ※1 原子炉の運転中に原子炉緊急停止系作動回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できない場合。</p> <p>2. 原子炉冷却材の漏えい ※1 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できない場合。</p> <p>3. 原子炉給水機能の喪失 ※1 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合。</p> <p>4. 原子炉除熱機能の一部喪失 ※1 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失した場合。</p> <p>5. 全交流電源喪失のおそれ ※1 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続した場合、又は外部電源喪失が3時間以上継続した場合。</p> <p>6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 ※1 原子炉の停止中に当該原子炉圧力容器内の水位が水位低設定値まで低下した場合。</p> <p>7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ ※1 使用済燃料貯蔵プールの水位が一定の水位まで低下した場合。</p> <p>8. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（旧基準炉） ※2 使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない場合、又は当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定できない場合。</p> <p>9. 単一障壁の喪失または喪失可能性 ※1 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合。</p> <p>10. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ※1 中央制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じた場合。</p>	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>	<p>事業者防災業務計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>10. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがある場合。</p> <p>11. 単一障壁の喪失または喪失可能性 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがある場合、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p>12. その他 ・発電所立地県である石川県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・石川県において、大津波警報が発令された場合。 ・オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>10. 所内外通信連絡機能の一部喪失 ※1 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失した場合。</p> <p>11. 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ ※1 重要区域（命令第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがある場合。</p> <p>12. その他 ・志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ・オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子力施設の重要な故障等が発生した場合。 ・当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ※1 ・その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>	<p>事業者防災業務計画の修正に伴う修正</p>
<p>※1：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合（同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用炉規則第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了）した場合に適用する。</p> <p>※2：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。</p> <p>注：「命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令をいう。</p> <p>「規制法」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）をいう。</p> <p>「実用炉規則」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）をいう。</p>		

事業者防災業務計画の修正に伴う修正

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>①モニタリングポストの1つ又は2つ以上において、5 μSv/h 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって5 μSv/h 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く）。</p> <p>②全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が5 μSv/h を下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が1 μSv/h 以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、5 μSv/h 以上となった場合モニタリングポストの1つ又は2つ以上において5 μSv/h 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が見られない場合であって5 μSv/h 以上となっている場合を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く）。</p> <p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出</p> <p>発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 μSv/h 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</p> <p>3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出又は放射性物質の放出</p> <p>管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μSv/h 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は5 μSv/h の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準以上の放射性物質）が検出された場合。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇</p> <p>①モニタリングポストの1つ又は2つ以上において、5 μSv/h 以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって5 μSv/h 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く）。</p> <p>②全てのモニタリングポストのガンマ線の放射線量が5 μSv/h を下回っている場合において、モニタリングポストの1つ又は2つ以上について、ガンマ線の放射線量が1 μSv/h 以上である場合は、モニタリングポストのガンマ線の放射線量と可搬式測定器による中性子線の放射線量とを合計し、5 μSv/h 以上となった場合。</p> <p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出</p> <p>発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 μSv/h 以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</p> <p>3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出又は放射性物質の放出</p> <p>管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 μSv/h 以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は5 μSv/h の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準以上の放射性物質）が検出された場合。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

<p>4. 事業所外運搬での放射線又は放射性物質の放出</p> <p>①火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>②火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（L型、IP-1型を除く）。</p> <p>5. 原子力緊急事態に至る可能性のある事象</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材漏えいが発生したことその他原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象。</p> <p>①原子炉冷却材の漏えいによる非常用炉心冷却装置作動</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合。</p> <p>②原子炉注水機能喪失のおそれ</p> <p>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができない場合。</p> <p>③格納容器健全性喪失のおそれ</p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えた場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p>④残留熱除去機能の喪失</p> <p>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失した場合。</p> <p>⑤全交流電源の30分以上喪失（旧基準炉の場合は5分以上喪失）</p> <p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉及びその附属施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続した場合。</p> <p>⑥直流電源の部分喪失</p> <p>非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続した場合</p>	<p>4. 事業所外運搬での放射線量率の上昇又は放射性物質漏えい</p> <p>①火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100μSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>②火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（L型、IP-1型を除く）。</p> <p>5</p> <p>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 ※1</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできない場合。</p> <p>6. 原子炉注水機能喪失のおそれ ※1</p> <p>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできない場合。</p> <p>7. 格納容器健全性喪失のおそれ ※1</p> <p>原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えた場合。</p> <p>8. 残留熱除去機能の喪失 ※1</p> <p>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系に係る装置及びこれと同等の機能を有する設備（以下「残留熱除去系装置等」という。）により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できない場合。</p> <p>9. 全交流電源の30分以上喪失 ※1</p> <p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続した場合。</p> <p>10. 直流電源の部分喪失 ※1</p> <p>非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続した場合。</p>	<p>事業者防災業務計画の修正に伴う修正</p>
--	--	--------------------------

<p>⑦停止中の原子炉冷却機能の喪失</p> <p>原子炉の停止中に原子炉压力容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下した場合（原子炉压力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p> <p>⑧使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</p> <p>使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない場合又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>⑨原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失</p> <p>中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>⑩所内外通信連絡機能の全て喪失</p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失した場合。</p> <p>⑪火災・溢水による安全機能の一部喪失</p> <p>火災又は溢水が発生し、命令第2条第2項第8号に規定する安全機器等の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>⑫原子炉格納容器圧力逃し装置の使用</p> <p>原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃し装置を使用した場合。</p> <p>⑬2つの障壁の喪失または喪失可能性</p> <p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合（原子炉压力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</p>	<p>11. 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※1</p> <p>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができない場合。</p> <p>12. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ※1</p> <p>使用済燃料貯蔵プールの水位を維持できない場合又は当該貯蔵プールの水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>13. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（旧基準炉） ※2</p> <p>使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき。</p> <p>14. 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 ※1</p> <p>中央制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じた場合、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵プールに異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉及びその附属施設（以下「原子炉施設」という。）の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>15. 所内外通信連絡機能の全て喪失 ※1</p> <p>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失した場合。</p> <p>16. 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※1</p> <p>火災又は溢水が発生し、命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失した場合。</p> <p>17. 原子炉格納容器圧力逃し装置の使用 ※1</p> <p>原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃し装置を使用した場合。</p> <p>18. 2つの障壁の喪失または喪失可能性 ※1</p> <p>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失した場合。</p>	<p>事業者防災業務計画の修正に伴う修正</p>
---	--	--------------------------

旧	新	備考
<p>⑭防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。</p> <p>⑮施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。</p>	<p>19. 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生した場合。</p> <p>20. 施設内（原子炉外）臨界事故のおそれ</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にある場合。</p> <p>※1：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合（同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用炉規則第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了）した場合に適用する。</p> <p>※2：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。</p> <p>注：「規則」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則をいう。</p> <p>「命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令をいう。</p> <p>「規制法」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）をいう。</p> <p>「実用炉規則」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）をいう。</p>	<p>事業者防災業務計画の修正に伴う修正</p>

事業者防災業務計画の修正に伴う修正

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要	全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 モニタリングポストの1つにおいて、5 μSv/h以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、5 μSv/h以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって5 μSv/h以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く）。</p> <p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 μSv/h以上に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</p> <p>3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出又は放射性物質の異常放出 管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5 mSv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は500 μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質）が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>4. 事業所外運搬での放射線又は放射性物質の放出 ①火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 ②火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（IP型を除く）。</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>	<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇 モニタリングポストの1つにおいて、5 μSv/h以上のガンマ線の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は2つ以上において、5 μSv/h以上のガンマ線の放射線量が検出された場合（ただし、落雷時の検出又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにそれぞれの検出された数値に異常が認められない場合であって5 μSv/h以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く）。</p> <p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出又は液体放射性物質の放出 発電所に起因する放射性物質の濃度が敷地等境界付近に達した場合に5 μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第5条で定められた基準以上の放射性物質）が、排気筒、排水口その他これらに類する場所において10分間以上継続して検出された場合。</p> <p>3. 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出又は放射性物質の異常放出 管理区域外の場所（排気筒、排水口その他これらに類する場所を除く。）において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5 mSv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、又は500 μSv/h以上の放射線量に相当する放射性物質（規則第6条で定められた基準に100を乗じたもの以上の放射性物質）が検出された場合。 なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準又は放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>4. 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇又は放射性物質の異常漏えい ①火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が検出された場合。なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす ②火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から省令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態である場合（IP型を除く）。</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

<p>5. 原子力緊急事態の発生を示す事象</p> <p>原子炉の運転を通常の中性子の吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象。</p> <p>①原子炉停止の失敗または定期確認不能</p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。</p> <p>②原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができない場合。</p> <p>③原子炉注水機能の喪失</p> <p>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができない場合。</p> <p>④格納容器圧力の異常上昇</p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p>⑤残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失</p> <p>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失した場合。</p> <p>⑥全交流電源の1時間以上喪失（旧基準炉の場合は30分以上喪失）</p> <p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続した場合。</p> <p>⑦全直流電源の5分以上喪失</p> <p>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続した場合。</p> <p>⑧炉心損傷の検出</p> <p>炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知した場合。</p>	<p>5. 原子炉停止の失敗または停止確認不能 ※1</p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができない場合又は停止したことを確認することができない場合。</p> <p>6. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ※1</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない場合。</p> <p>7. 原子炉注水機能の喪失 ※1</p> <p>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない場合。</p> <p>8. 格納容器圧力の異常上昇</p> <p>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達した場合。</p> <p>9. 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 ※1</p> <p>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失した場合。</p> <p>10. 全交流電源の1時間以上喪失 ※1</p> <p>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続した場合。</p> <p>11. 全直流電源の5分以上喪失 ※1</p> <p>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続した場合。</p> <p>12. 炉心損傷の検出 ※1</p> <p>炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知した場合。</p>	<p>事業者防災業務計画の修正に伴う修正</p>
---	--	--------------------------

<p>⑨停止中の原子炉冷却機能の完全喪失</p> <p>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しない場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p>⑩使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</p> <p>使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下した場合、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>⑪原子炉制御室の機能喪失・警報喪失</p> <p>中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。</p> <p>⑫2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失可能性</p> <p>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがある場合（原子炉圧力容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）。</p> <p>⑬住民の避難を開始する必要がある事象発生</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。</p> <p>⑭施設内（原子炉外）での臨界事故</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にある場合。</p>	
<p>※規則：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則</p> <p>※命令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令</p> <p>※省令：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令</p>	

<p>13. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※1</p> <p>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができない場合。</p> <p>14. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※1</p> <p>使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下した場合、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵プールの水位を測定できない場合。</p> <p>15. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（旧基準炉） ※2</p> <p>使用済燃料貯蔵プールの水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合。</p> <p>16. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 ※1</p> <p>中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能および冷温停止状態を維持する機能が喪失した場合又は原子炉施設に異常が発生した場合において、中央制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失した場合。</p> <p>17. 2つの障壁喪失および1つの障壁の喪失または喪失可能性 ※1</p> <p>燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがある場合。</p> <p>18. 住民の避難を開始する必要がある事象発生</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生した場合。</p> <p>19. 施設内（原子炉外）での臨界事故</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にある場合。</p>	
<p>※1：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合（同基準が制定又は変更された場合で、当該施設についての同号の基準の制定又は変更に係る使用前検査（同法第43条の3の11に規定する使用前検査をいう。）において実用炉規則第16条の表第三号の下欄に掲げる検査事項が終了）した場合に適用する。</p> <p>※2：規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。</p> <p>注：「規則」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則をいう。</p> <p>「省令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令をいう。</p> <p>「規制法」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）をいう。</p> <p>「実用炉規則」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）をいう。</p>	

原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等

		PAZ(～概ね5km)※1				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～)			
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L	O I L 1	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		地方公 団	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	飲食物に係るスクリーニ ング基準	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		地方公 団	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	O I L 4	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		地方公 団	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	O I L 2	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		地方公 団	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
O I L 6	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	地方公 団	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※1・・・緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

原子力災害対策指針(平成27年4月22日改正)より

原子力事業者、地方公共団体、国が採ることを想定される措置等

		PAZ(～概ね5km)※1				UPZ(概ね5～30km)				UPZ外(概ね30km～)				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
O I L	O I L 1	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		地方公 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施	-	-	【避難】 ・(近)避難の実施	【避難】 ・(遠)避難の受入れ
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリング の実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・自治体に避難の実施(移動が 困難な者の一時退避を含む)を 指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	-	【避難】 ・避難範囲の決定 ・(近)自治体に避難の実施を 指示	【避難】 ・(遠)自治体に避難 受入れを要請
	飲食物に係るスクリーニン グ基準	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリング の実施及び支援	-	-
		地方公 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリング の実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃 度測定	-	・住民等への情報伝達	-	-
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリング の実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべ き範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性 物質の濃度測定を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリング の実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべ き範囲の決定 ・自治体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	-
	O I L 4	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染 への協力	-	-	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力	-
		地方公 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染 の実施	-	・住民等への情報伝達	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力	-
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染 の指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示	-
	O I L 2	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・緊急時モニタリング の実施及び支援	-	-
		地方公 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	【一時移転】 ・一時移転の実施	-	・住民等への情報伝達	-	【一時移転】 ・(近)一時移転の実施	【一時移転】 ・(遠)一時移転の 受入れ
		国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリング の実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・自治体に一時移転の実施を 指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・モニタリング情報の 収集・分析 ・緊急時モニタリング の実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・(近)自治体に一時移転の 実施を指示	【一時移転】 ・(遠)自治体に一時 移転の受入れを要請
O I L 6	事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	地方公 団体	-	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性 物質の濃度測定を 実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性 物質の濃度測定を 実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	
	国	-	-	-	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性 物質の濃度測定結果 の収集・分析 ・個別の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の 実施を指示	-	・自治体への情報提供 ・報道機関等を通じた 情報提供	・個別品目の放射性 物質の濃度測定結果 の収集・分析 ・個別の放射性物質 の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・自治体に飲食物摂取制限の実施を指示	-	

※1・・・緊急事態区分の全面緊急事態においてPAZ内は避難を実施していることが前提。

旧	新	備考
<p>(2) 具体的な基準と防護措置の内容</p> <p>これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で表される<u>運用上の介入レベル</u> (<u>Operational Intervention Level</u>。以下「<u>O I L</u>」という。)を設定する。防護措置を実施する国、県、立地県である石川県、氷見市等においては、緊急時モニタリングの結果をO I Lの値に照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく。</p> <p>(略)</p> <p><u>本来、I A E Aでは、まず緊急時に住民等を最適に防護するための基準(包括的判断基準)を定め、そこからO I Lを導出することとしている。このため、国においても、原子力規制委員会が、今後、I A E AからO I Lの導出に係る情報が公表され、我が国におけるO I Lの検討に必要な環境が整った際には、包括的判断基準からO I Lを算出し、今回設定したO I Lの見直しを検討するとされている。</u></p>	<p>(2) 具体的な基準と防護措置の内容</p> <p>これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で表される_____ <u>O I L</u> _____を設定する。防護措置を実施する国、県、立地県である石川県、氷見市等においては、緊急時モニタリングの結果をO I Lの値に照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく。</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>文言削除</p> <p>指針の改正に伴う修正</p>

旧		新		備考														
OIL と防護措置について		OIL と防護措置について		指針の改正に伴う修正														
基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要															
緊急防護措置	O I L 1	<p>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</p>	<p>500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{*2})</p> <p>緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</p>	<p>数時間内を目的に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</p>														
	O I L 4	<p>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</p>	<p>β線: 40,000 cpm^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</p> <p>β線: 13,000cpm^{*4}【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</p>		<p>避難又は一時移動の基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</p>													
早期防護措置	O I L 2	<p>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物^{*5}の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</p>	<p>20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{*2})</p> <p>緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えてから起算して概ね1日が経過した時点での空間放射線量率(1時間値)が基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。</p>	<p>1日内を目的に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</p>														
飲食物摂取制限 ^{*9}	飲食物に係るスクリーニング基準	<p>O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</p>	<p>0.5 μ Sv/h^{*6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{*2})</p>	<p>数日内を目的に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</p>														
	O I L 6	<p>経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p>	<table border="1"> <tr> <th>核種^{*7}</th> <th>飲料水 牛乳・乳製品</th> <th>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</th> </tr> <tr> <td>放射性ヨウ素</td> <td>300Bq/kg</td> <td>2,000Bq/kg^{*8}</td> </tr> <tr> <td>放射性セシウム</td> <td>200Bq/kg</td> <td>500Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td> <td>1Bq/kg</td> <td>10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td>ウラン</td> <td>20Bq/kg</td> <td>100Bq/kg</td> </tr> </table>	核種 ^{*7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*8}	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg
核種 ^{*7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他																
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{*8}																
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg																
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg																
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg																

※9 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性

旧	新	備考																												
<p data-bbox="315 252 1025 671"> <u>であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、I A E Aの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</u> </p> <p data-bbox="174 687 741 719">第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p data-bbox="237 735 488 767">5 原子力保安検査官</p> <table border="1" data-bbox="248 775 1039 1118"> <thead> <tr> <th colspan="2">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第37条第1項に規定する保安規定(以下「保安規定」という。)の遵守状況の把握等に関すること</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="237 1126 658 1158">6 地方放射線モニタリング対策官</p> <p data-bbox="237 1174 461 1206">10 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="241 1214 1043 1366"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人</td> <td>1 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	処理すべき事務又は業務の大綱		1	(略)	2	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第37条第1項に規定する保安規定(以下「保安規定」という。)の遵守状況の把握等に関すること	3	(略)	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	独立行政法人	1 (略)	<p data-bbox="1211 252 1921 331"> <u>核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</u> </p> <p data-bbox="1070 687 1637 719">第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p data-bbox="1182 735 1433 767">5 原子力保安検査官</p> <table border="1" data-bbox="1144 775 1935 1118"> <thead> <tr> <th colspan="2">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の24第1項に規定する保安規定(以下「保安規定」という。)の遵守状況の把握等に関すること</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1133 1126 1554 1158">6 上席放射線防災専門官</p> <p data-bbox="1133 1174 1357 1206">10 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1137 1214 1939 1366"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人</td> <td>1 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	処理すべき事務又は業務の大綱		1	(略)	2	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の24第1項に規定する保安規定(以下「保安規定」という。)の遵守状況の把握等に関すること	3	(略)	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	独立行政法人	1 (略)	<p data-bbox="1966 252 2136 331">指針の改正に伴う修正</p> <p data-bbox="1966 927 2047 959">条ずれ</p> <p data-bbox="1966 1070 2136 1198">原子力規制委員会組織規則の改正</p>
処理すべき事務又は業務の大綱																														
1	(略)																													
2	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第37条第1項に規定する保安規定(以下「保安規定」という。)の遵守状況の把握等に関すること																													
3	(略)																													
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																													
(略)	(略)																													
独立行政法人	1 (略)																													
処理すべき事務又は業務の大綱																														
1	(略)																													
2	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の24第1項に規定する保安規定(以下「保安規定」という。)の遵守状況の把握等に関すること																													
3	(略)																													
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																													
(略)	(略)																													
独立行政法人	1 (略)																													

旧		新		備考
国立病院機構	2 所管の県内施設及び近県施設による罹災 疾病者の <u>収容</u> 、治療に関すること 3 (略)	国立病院機構	2 所管の県内施設及び近県施設による罹災 疾病者の <u>受入れ</u> 、治療に関すること 3 (略)	防災基本計画 の修正に伴う 修正 指定公共機関 の追加
(略)	(略)	(略)	(略)	
<u>(追加)</u>		<u>国立研究開発 法人 量子科学技術 研究開発機構</u>	<u>1 原子力災害医療、緊急時モニタリングの 要員派遣及び防災資機材の提供に関するこ と。</u>	
<u>(追加)</u>		<u>国立研究開発 法人 日本原子力研 究開発機構</u>	<u>1 専門家の派遣、緊急時モニタリングの要 員派遣及び防災資機材の提供に関するこ と。</u>	

旧		新		備考
12 指定地方公共機関		12 指定地方公共機関		指定公共機関 の追加
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
(略)	(略)	(略)	(略)	
報道機関 北日本放送(株) 富山テレビ放 送(株) (株)チューリッ プテレビ (株)北日本新聞 社 (株)北國新聞社 富山本社 富山エフエム 放送(株) _____ _____ _____	(略)	報道機関 北日本放送(株) 富山テレビ放 送(株) (株)チューリッ プテレビ (株)北日本新聞 社 (株)北國新聞社 富山本社 富山エフエム 放送(株) <u>(一財)富山県</u> <u>ケーブルテレ</u> <u>ビ協議会</u>	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

県地域防災計画（原子力災害編）改定案（第2章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第4節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携</p> <p>第2 地方放射線モニタリング対策官との連携</p> <p>県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、発電所立地県である石川県等との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、平常時より地区の担当として指定された地方放射線モニタリング専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 地域原子力防災協議会の設置（内閣府、関係省庁、県総合政策局、氷見市、各防災関係機関）</p> <p>国は、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置することとされており、同協議会において、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者の協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて、県等の地域防災計画等に係る具体化・充実化の支援を行うこととされている。</p>	<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</p> <p>第2 上席放射線防災専門官との連携</p> <p>県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、発電所立地県である石川県等との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、平常時より地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>第1 地域原子力防災協議会の設置（内閣府、関係省庁、県総合政策局、氷見市、各防災関係機関）</p> <p>国は、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置することとされており、同協議会において、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者の協力内容等についての検討及び具体化を通じて、県等の地域防災計画等に係る具体化・充実化の支援を行うこととされている。</p>	<p>原子力規制委員会組織規則の改正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>第2 関係機関との平常時からの連携（県総合政策局、各防災関係機関）</p> <p>県は、平常時から関係機関、事業者等との間で、協定の締結など連携強化を進めることにより、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努めるものと_____</p> <p>_____する。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、関係機関、事業者等との間で協定を締結しておく_____</p> <p>_____など協力体制を構築し、当該機関のノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p>第4 公共用地、固有財産の有効活用（県総合政策局）</p> <p>県は、<u>避難所、避難施設</u>、備蓄など、防災に関する諸活動の<u>実施</u>に当たり、公共用地、<u>固有財産の有効活用</u>を図る。</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>第1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>3 情報の収集・連絡にあたる要員の指定（県総合政策局、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を<u>図る</u>_____。</p>	<p>第2 関係機関との平常時からの連携（県総合政策局、各防災関係機関）</p> <p>県は、平常時から関係機関、事業者等との間で、協定の締結など連携強化を進めることにより、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努めるものと<u>し、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする</u>。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、関係機関、事業者等との間で協定を締結しておく、<u>輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく</u>など協力体制を構築し、当該機関のノウハウや能力等の活用に努める。</p> <p>第4 公共用地、固有財産の有効活用（県総合政策局）</p> <p>県は、<u>避難場所、指定避難所</u>、備蓄など、防災に関する諸活動の<u>推進</u>に当たり、公共用地、<u>固有財産の有効活用</u>を図る。</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>第1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>3 情報の収集・連絡にあたる要員の指定（県総合政策局、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を<u>推進する</u>。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>第3 通信手段の確保</p> <p>1 専用回線網の整備（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県総合政策局、氷見市）</p> <p>（1）国、県、氷見市の専用回線網の整備</p> <p>国_____及び県は、緊急時における県と国及び県と氷見市との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備、維持に努める。</p> <p>（2）オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備</p> <p>国_____及び県は、オフサイトセンターと国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）、県、氷見市との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持を図る。</p> <p>2 通信手段・経路の多様化（北陸総合通信局、県総合政策局、経営管理部、市町村、電気通信事業者）</p> <p>（4）多様な情報収集・伝達システムの整備</p> <p>県は、国_____の協力のもと、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像を配信するための通信網の整備を図るものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第3 通信手段の確保</p> <p>1 専用回線網の整備（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県総合政策局、氷見市）</p> <p>（1）国、県、氷見市の専用回線網の整備</p> <p>国（<u>内閣府、原子力規制委員会</u>）及び県は、緊急時における県と国及び県と氷見市との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備、維持に努める。</p> <p>（2）オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備</p> <p>国（<u>内閣府、原子力規制委員会</u>）及び県は、オフサイトセンターと国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）、県、氷見市との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持を図る。</p> <p>2 通信手段・経路の多様化（北陸総合通信局、県総合政策局、経営管理部、市町村、電気通信事業者）</p> <p>（4）多様な情報収集・伝達システムの整備</p> <p>県は、国（<u>内閣府、警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁等</u>）の協力のもと、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像を配信するための通信網の整備を図るものとする。</p> <p><u>（6）公衆無線LANサービスの活用</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>公衆無線LANの整備に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>(6) 通信輻輳の防止</p> <p>(7) 非常用電源等の確保</p> <p>(8) 保守点検の実施</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>第1 警戒態勢をとるために必要な体制の整備</p> <p>1 警戒態勢をとるために必要な体制（県総合政策局）</p> <p>(1) 情報収集体制の整備</p> <p>県は、情報収集事態（石川県志賀町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（石川県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）の発生を認知した場合、情報収集体制をとる。</p> <p>(2) 警戒体制の整備</p> <p>県は、警戒事態_____</p> <p>_____の発生を認知した場合、警戒体制をとる。</p> <p>(3) 災害警戒本部体制の整備</p> <p>災害警戒本部においては、知事を本部長として、緊急時モニタリングや<u>緊急被ばく医療</u>など各種防護措置を開始するとともに、オフサイトセンターへ職員を派遣する。</p> <p>第7 警察災害派遣隊受入体制の整備（県警察本部）</p>	<p>県、氷見市及びその他の市町村は、通信回線の障害や輻輳に備え、公衆無線LANサービスの導入により、通信手段の多重化を図る。</p> <p>(7) 通信輻輳の防止</p> <p>(8) 非常用電源等の確保</p> <p>(9) 保守点検の実施</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>第1 警戒態勢をとるために必要な体制の整備</p> <p>1 警戒態勢をとるために必要な体制（県総合政策局）</p> <p>(1) 情報収集体制の整備</p> <p>県は、情報収集事態（石川県志賀町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態_____をいう。以下同じ。）の発生を認知した場合、情報収集体制をとる。</p> <p>(2) 警戒体制の整備</p> <p>県は、警戒事態(石川県志賀町において、震度6弱以上の地震が発生した場合及び石川県志賀町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合等)の発生を認知した場合、警戒体制をとる。</p> <p>(3) 災害警戒本部体制の整備</p> <p>災害警戒本部においては、知事を本部長として、緊急時モニタリングや<u>原子力災害医療</u>など各種防護措置を開始するとともに、オフサイトセンターへ職員を派遣する。</p> <p>第7 警察災害派遣隊受入体制の整備（県警察本部）</p>	<p>公衆無線LANの整備に伴う修正</p> <p>番号繰り下げ</p> <p>指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>県警察は、<u>警察庁</u>及び他の都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受入体制などの整備を図る。</p> <p>第9 自衛隊派遣要請体制の整備（自衛隊、県総合政策局）</p> <p>県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（<u>救急、救助、応急医療、緊急輸送</u>等）について、自衛隊の原子力災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。</p> <p>第10 被ばく医療に係る医療チーム派遣要請体制の整備（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、広島大学、県総合政策局、厚生部、各医療機関）</p> <p>県は、受入れ機関等と連携して、<u>緊急時の被ばく医療体制</u>の充実を図るため、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、広島大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる被ばく医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。</p> <p>第11 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「<u>居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線の測定</u>」をいう。以下同じ。）等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の</p>	<p>県警察は、<u>国（警察庁）</u>及び他の都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受入体制などの整備を図る。</p> <p>第9 自衛隊派遣要請体制の整備（自衛隊、県総合政策局）</p> <p>県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（<u>救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火</u>等）について、自衛隊の原子力災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行うものとする。</p> <p>第10 原子力災害医療に係る医療チーム派遣要請体制の整備（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、広島大学、県総合政策局、厚生部、各医療機関）</p> <p>県は、受入れ機関等と連携して、<u>原子力災害医療体制</u>の充実を図るため、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、広島大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等のスタッフからなる<u>原子力災害医療</u>に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。</p> <p>第11 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力の</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>指針の改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>協力のもと、他の都道府県等の応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図る。</p> <p>第12 専門家の派遣要請手続き（原子力規制委員会、<u>内閣府</u>、<u>県総合政策局</u>）</p> <p>県は、北陸電力より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報連絡を受けた場合、必要に応じ国_____に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。</p> <p>第8節 環境放射線モニタリング体制の整備</p> <p>緊急時モニタリングを実施するために、__原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部。緊急時モニタリングに関しては、以下同じ。）__の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会、関係省庁）、地方公共団体、原子力事業者及び指定公共機関等の要員により構成される。県は、国_____が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。</p> <p>第2 モニタリング設備及び機器の整備・維持</p> <p>県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型モニタリング用の設備・機器、_____</p>	<p>もと、他の都道府県等の応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図る。</p> <p>第12 専門家の派遣要請手続き（原子力規制委員会、_____県総合政策局）</p> <p>県は、北陸電力より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報連絡を受けた場合、必要に応じ国（<u>原子力規制委員会</u>）に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。</p> <p>第8節 環境放射線モニタリング体制の整備</p> <p>緊急時モニタリングを実施するために、<u>国</u>（原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部。緊急時モニタリングに関しては、以下同じ。））の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、<u>国</u>（原子力規制委員会、関係省庁）、地方公共団体、原子力事業者及び指定公共機関等の要員により構成される。県は、<u>国（原子力規制委員会）</u>が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。</p> <p>第2 モニタリング設備及び機器の整備・維持</p> <p>県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型モニタリング用の設備・機器、<u>モニタリングカー</u>、</p>	<p>指針の改正に伴う修正</p> <p>例示の追加</p>

旧	新	備考
<p>環境試料分析装置並びに衛星携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、モニタリングの研修の実施等により、その操作の習熟に努める。また、これらの機材に関しては、地震等自然災害への頑健性を持つよう、施設建物や保管庫の耐震性の確保、データ通信の多重化を図るよう努める。</p> <p>第6 緊急時モニタリングの測定結果共有・公表システム</p> <p>緊急時モニタリングの結果は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した後、国が一元的に集約し、必要な評価を実施して、O I Lによる防護措置の判断等のために_____活用する。</p> <p>第9節 避難収容活動体制の整備</p> <p>第2 避難所等の整備等</p> <p>1 避難所等の整備（県総合政策局、厚生部、教育委員会、市町村）</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、<u>学校及び公民館等の公共的施設を対象に、避難を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所としてあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言する。</u>また、一般の_____避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、<u>介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるよう助言する。</u></p> <p>県は、市町村による指定緊急避難所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難所等が使用できな</p>	<p><u>サーベイカー</u>、環境試料分析装置並びに衛星携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、モニタリングの研修の実施等により、その操作の習熟に努める。また、これらの機材に関しては、地震等自然災害への頑健性を持つよう、施設建物や保管庫の耐震性の確保、データ通信の多重化を図るよう努める。</p> <p>第6 緊急時モニタリングの測定結果共有・公表システム</p> <p>緊急時モニタリングの結果は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した後、国が一元的に集約し、必要な評価を実施して、O I Lによる防護措置の判断等のために<u>共有し、活用</u>する。</p> <p>第9節 避難の受入れ活動体制の整備</p> <p>第2 避難所等の整備等</p> <p>1 避難所等の整備（県総合政策局、厚生部、教育委員会、市町村）</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等</u>を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、_____住民への周知徹底を図るよう助言する。また、一般の<u>指定避難所</u>では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、<u>社会福祉施設_____</u>等の福祉避難所の指定に努めるよう助言する。</p> <p>県は、市町村による指定緊急避難所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難所等が使用できな</p>	<p></p> <p>指針の改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>福祉避難所開設・運営マニュアル（作成モデル）整備に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>くなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。</p> <p>県は、<u>避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう、また、避難所等閉鎖後の除染措置を検討しておくよう助言する。</u></p> <p>5 応急仮設住宅の供給体制等の整備（県総合政策局、土木部、市町村、各防災関係機関）</p> <p>県は、国_____、事業者等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。また、災害に対する安全性_____に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。</p> <p>8 避難所における設備等の整備（県総合政策局、観光・地域振興局、厚生部、教育委員会、市町村）</p> <p>県、<u>氷見市及びその他の市町村は_____、_____避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、_____マット、簡易ベッド、非常用電源、緊急用燃料、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、ユニバーサルデザインのトイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の</u></p>	<p>くなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。</p> <p>県は、<u>指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるよう、また、避難所等閉鎖後の除染措置を検討しておくよう助言する。</u></p> <p>5 応急仮設住宅の供給体制等の整備（県総合政策局、土木部、市町村、各防災関係機関）</p> <p>県は、国<u>（国土交通省等）</u>、事業者等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。また、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害、火山災害、雪崩災害の危険性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。</p> <p>8 避難所における設備等の整備（県総合政策局、観光・地域振興局、厚生部、教育委員会、市町村）</p> <p>県は、<u>氷見市及びその他の市町村に対し、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、_____マット、簡易ベッド、非常用電源、緊急用燃料、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、ユニバーサルデザインのトイレなど要配慮者にも配慮した_____施設・設備の整</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、防災ラジオ等の機器の整備を図る。_____</p> <p>9 物資の備蓄に係る整備（県総合政策局、厚生部、教育委員会、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は____、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、<u>避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース</u>_____、通信設備の整備等を進める。_____</p> <p>第9 避難所・避難方法等の周知（県総合政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、避難、<u>スクリーニング</u>_____、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。</p> <p>（略）</p> <p>第11節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>第2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>1 県は、多重化や代替性_____を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき<u>輸送施設（道路、港湾、</u></p>	<p>備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、防災ラジオ等の機器の整備を図る<u>よう助言する。</u></p> <p>9 物資の備蓄に係る整備（県総合政策局、厚生部、教育委員会、市町村）</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、<u>指定避難所</u>____又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、<u>指定避難所となる施設</u>_____において、<u>あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう助言する。</u></p> <p>第9 避難所・避難方法等の周知（県総合政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、避難、<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。</p> <p>（略）</p> <p>第11節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>第2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>1 県は、多重化や代替性・<u>利便性等</u>を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき<u>道路、港湾、漁港、飛</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p><u>漁港、飛行場等</u>及び<u>輸送拠点</u>（トラックターミナル、卸売市場等）・<u>集積拠点</u> について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図る。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、</p> <p>緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>2 道路交通管理体制の整備（県警察本部、各道路管理者）</p> <p>国、県、氷見市及びその他の市町村は、各々が管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。</p> <p>また、県警察は、緊急時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。</p> <p>3 運転者の義務等の周知（県警察本部）</p> <p>県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。</p> <p>4 広域的な交通管制体制の整備（県警察本部）</p> <p>県警察は、警察庁と協力し、緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努める。</p>	<p><u>行場等の輸送施設</u> 及び<u>トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点</u>について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図る。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、<u>都道府県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点</u>を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。</p> <p>2 道路交通管理体制の整備（県警察本部、各道路管理者）</p> <p>国（警察庁、国土交通省）、県、氷見市及びその他の市町村は、各々が管理する情報板等の道路交通関連施設について<u>災害に対する安全性の確保</u>を図るとともに、<u>災害時の道路交通管理体制を整備する</u>。また、県警察は、<u>災害時の交通規制</u>を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等の応急対策業務に関する協定等の締結に努める。</p> <p>3 運転者の義務等の周知（県警察本部）</p> <p>県警察は、国（警察庁）と協力し、<u>災害時</u>において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。</p> <p>4 広域的な交通管制体制の整備（県警察本部）</p> <p>県警察は、国（警察庁）と協力し、緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制を<u>整備する</u>。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>5 道路情報の収集体制の整備（県警察本部、各道路管理者） <u>県及び県警察</u> は、国、氷見市及びその他の市町村の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図る。</p> <p>7 運送事業者等との連携（県関係部局） 県は<u>国</u>と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。</p> <p>8 緊急輸送のための環境整備（県関係部局） 県は<u>国</u>と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。</p> <p>9 緊急通行車両標章交付のための事前届出制度（県総合政策局、県警察本部） 県は<u>国</u>と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなること</p>	<p>5 道路情報の収集体制の整備（県警察本部、各道路管理者） <u>県、県警察及び国（国土交通省）</u> は、国、氷見市及びその他の市町村の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図る。</p> <p>7 運送事業者等との連携（県関係部局） 県は、<u>国（国土交通省等）</u>と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。</p> <p>8 緊急輸送のための環境整備（県関係部局） 県は、<u>国（経済産業省、国土交通省）</u>と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。</p> <p>9 緊急通行車両標章交付のための事前届出制度（県総合政策局、県警察本部） 県は、<u>国（警察庁、経済産業省等）</u>と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなること</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>から、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p> <p>第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>第1 救助・救急活動用資機材の整備（県総合政策局、市町村）</p> <p>県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、氷見市及びその他の市町村と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに氷見市及びその他の市町村に対し、救助工作車、<u>救急自動車</u>等の整備に努めるよう助言する。</p> <p>第5 物資の調達、供給体制</p> <p>1 物資の備蓄・調達・輸送体制の整備（県総合政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合や、冬季には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は<u>避難場所</u>の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p>3 物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備（<u> </u>農林水産省、県総合政策局、厚生部、農林水産部、市町村、日本赤</p>	<p>から、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。</p> <p>第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>第1 救助・救急活動用資機材の整備（県総合政策局、市町村）</p> <p>県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、氷見市及びその他の市町村と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに氷見市及びその他の市町村に対し、救助工作車、<u>救急車</u>等の整備に努めるよう助言する。</p> <p>第5 物資の調達、供給体制</p> <p>1 物資の備蓄・調達・輸送体制の整備（県総合政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合や、冬季には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は<u>指定避難所</u>の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p>3 物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備（<u>内閣府</u>、農林水産省、県総合政策局、厚生部、農林水産部、市町村、日本赤</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新			備考
	<p>イ 県は、次のとおり、原子力災害拠点病院を指定し、 原子力災害医療協力機関を登録するものとする。</p>			<p>指針の改正に伴う修正</p>
		数	市町村	機関名
	原子力 災害拠 点病院	2	富山市	富山県立中央病院 富山大学附属病院
	原子力 災害医 療協力 機関	10	富山市	富山市立富山市民病院 富山赤十字病院 富山県済生会富山病院 富山市立富山まちなか病院 国立病院機構富山病院 富山県リハビリテーション病 院・こども支援センター 公益社団法人富山県医師会 公益社団法人富山県看護協会 公益社団法人富山県薬剤師会 公益社団法人富山県診療放射 線技師会
		4	高岡市	厚生連高岡病院 高岡市民病院 富山県済生会高岡病院 地域医療機能推進機構高岡ふ しき病院
		1	魚津市	労働者健康安全機構富山労災 病院
		1	氷見市	金沢医科大学氷見市民病院
		1	滑川市	厚生連滑川病院
		1	黒部市	黒部市民病院
		1	砺波市	市立砺波総合病院
		1	小矢部 市	公立学校共済組合北陸中央病 院

旧	新	備考												
<p>(追加)</p>	<table border="1" data-bbox="1171 236 1933 456"> <tr> <td data-bbox="1305 272 1384 341">3</td> <td data-bbox="1395 272 1503 341">南砺市</td> <td data-bbox="1514 236 1933 341">南砺市民病院 公立南砺中央病院 国立病院機構北陸病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1305 349 1384 384">1</td> <td data-bbox="1395 349 1503 384">射水市</td> <td data-bbox="1514 349 1933 384">射水市民病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1305 392 1384 427">1</td> <td data-bbox="1395 392 1503 427">上市町</td> <td data-bbox="1514 392 1933 427">かみいち総合病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1305 435 1384 470">1</td> <td data-bbox="1395 435 1503 470">朝日町</td> <td data-bbox="1514 435 1933 470">あさひ総合病院</td> </tr> </table> <p data-bbox="1155 472 1933 740"> <u>※原子力災害拠点病院は、原子力災害医療協力機関では対応が困難な被ばく傷病者等に対して専門的医療を実施し、必要に応じて、国が指定する高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センターへの転送を判断するほか、原子力災害医療派遣チームを保有してその派遣体制を整備するものとする。</u> </p> <p data-bbox="1155 759 1933 836"> <u>※原子力災害医療協力機関は、次の項目のうち1項目以上を実施するものとする。</u> </p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1155 855 1697 890">①被ばく傷病者等の初期診療及び救急診療 <li data-bbox="1155 903 1671 938">②被災者の放射性物質による汚染の測定 <li data-bbox="1155 951 1933 986">③原子力災害医療派遣チームの保有及びその派遣体制の整備 <li data-bbox="1155 999 1559 1034">④救護所への医療従事者の派遣 <li data-bbox="1155 1046 1933 1123">⑤避難退域時検査実施のための放射性物質の検査チームの派遣 <li data-bbox="1155 1142 1644 1177">⑥県等が行う安定ヨウ素剤配布の支援 <li data-bbox="1155 1190 1671 1225">⑦その他原子力災害発生時に必要な支援 <p data-bbox="1155 1238 1585 1273"> <u>(2) 原子力災害医療調整官の設置</u> </p>	3	南砺市	南砺市民病院 公立南砺中央病院 国立病院機構北陸病院	1	射水市	射水市民病院	1	上市町	かみいち総合病院	1	朝日町	あさひ総合病院	<p data-bbox="1966 245 2141 322">指針の改正に伴う修正</p>
3	南砺市	南砺市民病院 公立南砺中央病院 国立病院機構北陸病院												
1	射水市	射水市民病院												
1	上市町	かみいち総合病院												
1	朝日町	あさひ総合病院												

旧	新	備考
<p>県は、国_____と協力し、被ばく医療機関及び一般病院等_____と連携して、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、被ばく医療_____体制のネットワークを構築するよう努める。</p> <p>被ばく_____医療体制の構築に当たっては、<u>医療機関等が各々の役割（トリアージ、救急処置、汚染検査、スクリーニング指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等への医療関係者の派遣、隣接自治体との連携等）を担うことが必要であり、平時から被ばく医療に対応できる公的病院その他医療機関が連携した体制_____と指揮系統を整備・確認するよう努めるものとする。</u></p> <p>第4 被ばく_____医療に関する計画の作成（県総合政策局、厚生部）</p> <p>県は、緊急被ばく医療及び救急_____災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p> <p>第5 被ばく医療機関等_____の教育・研修・訓練等（原子力規制委員会、_____県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、_____県総合政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部、各医療機関）</p>	<p>県は、<u>原子力災害時に、県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣先の決定や傷病者等の搬送先の対応にあたる原子力災害医療調整官をあらかじめ定めておくものとする。</u></p> <p><u>(3) 医療機関等との連携体制の整備</u></p> <p>県は、<u>国又は原子力災害医療・総合支援センターと協力し、また原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関等と連携して、一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ、原子力災害医療体制のネットワークを構築するよう努める。</u></p> <p><u>原子力災害医療体制の構築にあたっては、各医療機関等が各々の役割（トリアージ、救急処置、避難退域時検査・指導、簡易除染、防護指導、健康相談、救護所・避難所等への医療従事者の派遣、隣接地方公共団体の救急・災害医療機関との連携等）を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認するよう努めるものとする。</u></p> <p>第4 原子力災害医療に関する計画の作成（県総合政策局、厚生部）</p> <p>県は、_____被ばく医療及び救急_____災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な<u>原子力災害医療</u>が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。</p> <p>第5 原子力災害医療に係る機関の教育・研修・訓練等（原子力規制委員会、<u>広島大学</u>、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、<u>県診療放射線技師会</u>、県総合政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部、各医療機関）</p>	<p>指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考																																					
<p>緊急被ばく医療の実践には、医療界全体で基本的な放射線医学に関する知識を身に付けることが必要であり、<u>国、県及び関係機関は、相互に連携して、放射線被ばく、放射性物質による汚染、汚染スクリーニング（汚染検査）、除染等に関する基本的な知識や最新の情報について、医療関係者及び防災業務関係者等を対象とした研修を実施する。</u></p> <p><u>特にスクリーニング作業に関しては、多数の住民をスクリーニングする必要が生じるため、氷見市及びその他の市町村の医療関係者等を対象とし、多数の者が研修を受講できるようにするなど人材の育成に努める。</u></p> <p>【本県における初期被ばく医療機関及び二次被ばく医療機関】</p> <table border="1" data-bbox="300 815 1025 1401"> <thead> <tr> <th></th> <th>数</th> <th>市町村</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">初期被ばく医療機関（22病院）</td> <td rowspan="6">6</td> <td rowspan="6">富山市</td> <td>富山市民病院</td> </tr> <tr> <td>富山赤十字病院</td> </tr> <tr> <td>済生会富山病院</td> </tr> <tr> <td>富山通信病院</td> </tr> <tr> <td>国立病院機構富山病院</td> </tr> <tr> <td>富山県リハビリテーション病院・こども支援センター</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>高岡市</td> <td>厚生連高岡病院</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>高岡市民病院</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>済生会高岡病院</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>社会保険高岡病院</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>魚津市</td> <td>富山労災病院</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>氷見市</td> <td>金沢医科大学氷見市民病院</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>滑川市</td> <td>厚生連滑川病院</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>黒部市</td> <td>黒部市民病院</td> </tr> </tbody> </table>		数	市町村	病院名	初期被ばく医療機関（22病院）	6	富山市	富山市民病院	富山赤十字病院	済生会富山病院	富山通信病院	国立病院機構富山病院	富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	4	高岡市	厚生連高岡病院			高岡市民病院			済生会高岡病院			社会保険高岡病院	1	魚津市	富山労災病院	1	氷見市	金沢医科大学氷見市民病院	1	滑川市	厚生連滑川病院	1	黒部市	黒部市民病院	<p>原子力災害医療の実践には、医療界全体で基本的な放射線医学に関する知識を身に付けることが必要であり、<u>県は、国及び関係機関と相互に連携し、県内の原子力災害医療に関係する者に対して、基礎的な研修及び実践的な研修・訓練を実施する。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>指針の改正に伴う修正</p>
	数	市町村	病院名																																				
初期被ばく医療機関（22病院）	6	富山市	富山市民病院																																				
			富山赤十字病院																																				
			済生会富山病院																																				
			富山通信病院																																				
			国立病院機構富山病院																																				
			富山県リハビリテーション病院・こども支援センター																																				
	4	高岡市	厚生連高岡病院																																				
		高岡市民病院																																					
		済生会高岡病院																																					
		社会保険高岡病院																																					
1	魚津市	富山労災病院																																					
1	氷見市	金沢医科大学氷見市民病院																																					
1	滑川市	厚生連滑川病院																																					
1	黒部市	黒部市民病院																																					

旧			新	備考
	<u>1</u>	砺波市	市立砺波総合病院	
	<u>1</u>	小矢部市	公立学校共済組合北陸中央病院	
	<u>3</u>	南砺市	南砺市民病院 公立南砺中央病院 国立病院機構北陸病院	
	<u>1</u>	射水市	射水市民病院	
	<u>1</u>	上市町	かみいち総合病院	
	<u>1</u>	朝日町	あさひ総合病院	
	二次被ばく医療機関	<u>2</u>	富山市	
<p>※初期被ばく医療機関</p> <p>汚染の有無にかかわらず救急診療を提供し、被ばく患者に対する初期診療や二次被ばく医療機関への転送の判断を行う。</p> <p>※二次被ばく医療機関</p> <p>初期被ばく医療機関では対応が困難で、被ばく医療に関する専門的な除染や診療を要する患者に対応し、三次被ばく医療機関（広島大学）への転送の判断を行う。</p> <p>※緊急被ばく医療体制については、今後、国において名称や役割が整理された場合には、県はこれを踏まえた対応を行う。</p>				

旧	新	備考
<p>第 14 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>第 5 多様なメディアの活用体制の整備（県経営管理部、市町村、各報道機関、電気通信事業者）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有線放送、<u>CATV</u>、携帯情報端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が対応するよう努め、日頃から、より高度な広報技術の習得に努める。</p> <p>第 15 節 行政機関の退避計画及び業務継続計画（BCP）の策定（県総合政策局、経営管理部、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、<u>必要となる資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況</u></p>	<p>第 14 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>第 5 多様なメディアの活用体制の整備（県経営管理部、市町村、各報道機関、電気通信事業者）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有線放送、<u>ケーブルテレビ</u>、携帯情報端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が対応するよう努め、日頃から、より高度な広報技術の習得に努める。</p> <p>第 15 節 行政機関の退避計画及び業務継続計画（BCP）の策定（県総合政策局、経営管理部、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、<u>地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要となる資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況</u></p>	<p>備考</p> <p>他編と表記統一</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行う。</p> <p>第16節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発</p> <p>第1 住民にわかりやすい言葉での原子力防災知識の普及</p> <p>1 放射性物質及び放射線の特性に関すること（低線量被ばくの健康影響、<u>汚染スクリーニング</u>の目的を含む。）</p> <p>（追加）</p> <p>6 コンクリート屋内退避所、避難所に関すること</p> <p>7 要配慮者への支援に関すること</p> <p>8 緊急時取るべき行動</p> <p>9 避難所での運営管理、行動等に関すること。</p> <p>第7 災害から得られた知見や教訓の諸外国への情報発信（<u>原子力規制委員会、県総合政策局、市町村</u>）</p> <p>災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県は国<u> </u>、氷見市及びその他の市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努める。</p> <p>第17節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>さらに、研修成果を訓練等において具体的に確認するとともに、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、緊急時モニタリングや<u>緊急被ばく医療</u>に関する研修の実施など、研修内容の充実・強化を図る。</p> <p>9 <u>緊急被ばく医療</u>（応急手当と除染・汚染防止を含む）に関すること</p>	<p>の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行う。</p> <p>第16節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発</p> <p>第1 住民にわかりやすい言葉での原子力防災知識の普及</p> <p>1 放射性物質及び放射線の特性に関すること（低線量被ばくの健康影響、<u>避難退域時検査等</u>の目的を含む。）</p> <p>6 <u>屋内退避、避難、一時移転、避難退域時検査に関すること</u></p> <p>7 コンクリート屋内退避所、避難所に関すること</p> <p>8 要配慮者への支援に関すること</p> <p>9 緊急時取るべき行動</p> <p>10 避難所での運営管理、行動等に関すること。</p> <p>第7 災害から得られた知見や教訓の諸外国への情報発信（<u>内閣府、原子力規制委員会、県総合政策局、市町村</u>）</p> <p>災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、県は国<u>（内閣府等）</u>、氷見市及びその他の市町村と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努める。</p> <p>第17節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>さらに、研修成果を訓練等において具体的に確認するとともに、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、緊急時モニタリングや<u>原子力災害医療</u>に関する研修の実施など、研修内容の充実・強化を図る。</p> <p>9 <u>原子力災害医療</u>（応急手当と除染・汚染防止を含む）に関すること</p>	<p>備考</p> <p>指針の改正に伴う修正</p> <p>記載内容の充実</p> <p>番号繰り下げ</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>指針の改正に伴う修正</p> <p>指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>第 18 節 防災訓練等の実施</p> <p>第 1 訓練計画の策定</p> <p>1 実施項目</p> <p>(5) <u>緊急被ばく医療訓練</u></p> <p>2 総合的な防災訓練実施計画の企画立案への参画</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、内閣府及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、<u>緊急被ばく医療</u>、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供など県及び氷見市等が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。また、訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について、志賀地域原子力防災協議会において検討する。</p> <p>第 3 実践的な訓練の実施と事後評価（原子力規制委員会、内閣府、自衛隊、県総合政策局、関係部局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目、達成レベルを具体的に設定して行う。また、訓練終了後、国、北陸電力と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施するとともに、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改</p>	<p>第 18 節 防災訓練等の実施</p> <p>第 1 訓練計画の策定</p> <p>1 実施項目</p> <p>(5) <u>原子力災害医療訓練</u></p> <p>2 総合的な防災訓練実施計画の企画立案への参画</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、内閣府及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、<u>原子力災害医療</u>、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供など県及び氷見市等が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。また、訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等について、志賀地域原子力防災協議会において検討する。</p> <p>第 3 実践的な訓練の実施と事後評価（原子力規制委員会、内閣府、自衛隊、県総合政策局、関係部局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目、達成レベルを具体的に設定して行う。また、訓練終了後、国、北陸電力と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施するとともに、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改</p>	

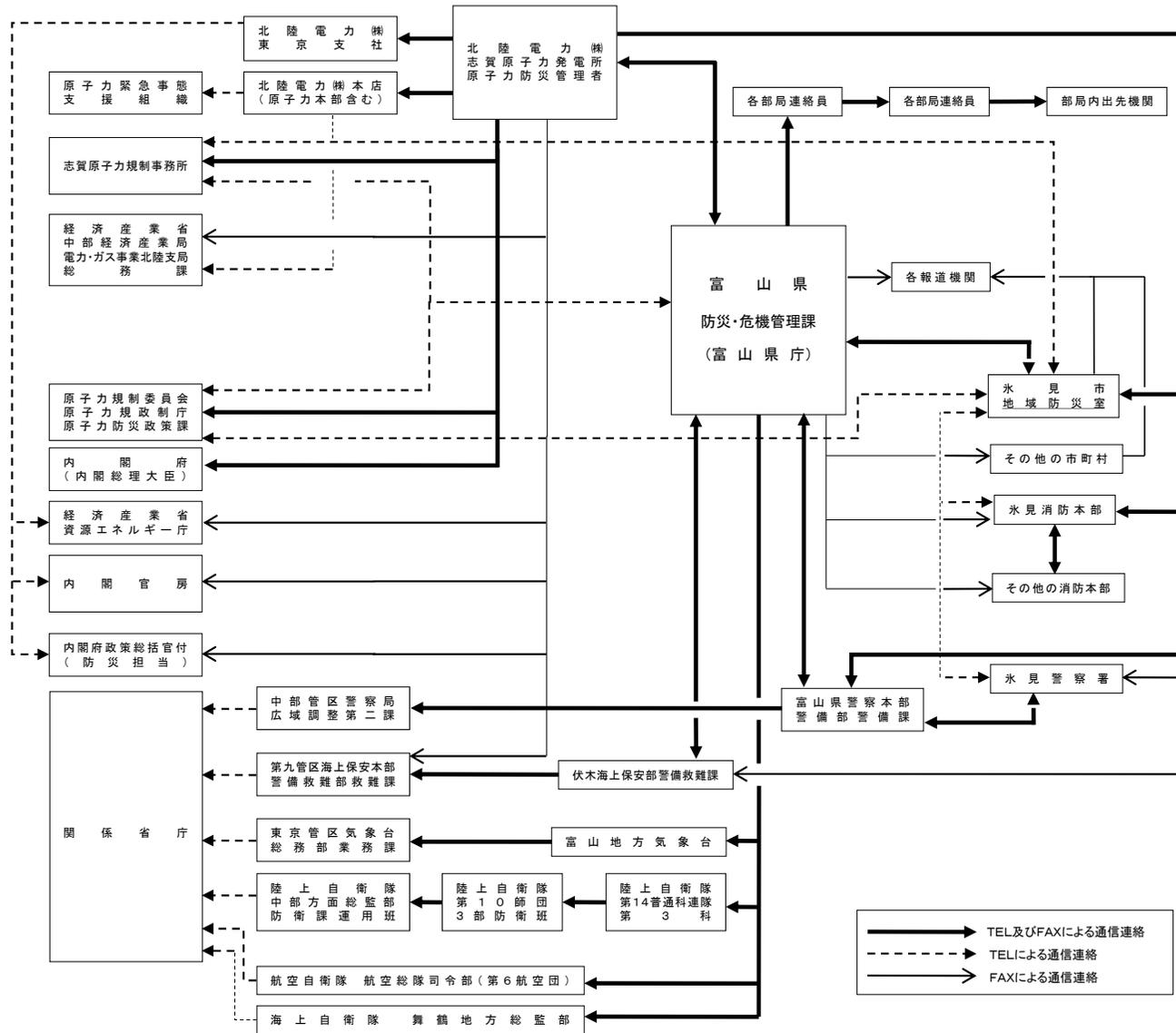
旧	新	備考
<p>定に活用するなど原子力防災体制の改善に取り組む。</p> <hr/>	<p>定に活用するなど原子力防災体制の改善に取り組む<u>とともに、</u> <u>次回の訓練に反映させるよう努める。</u></p>	<p>防災基本計画 の修正に伴う 修正</p>

県地域防災計画（原子力災害編）改定案（第3章） 新旧対照表

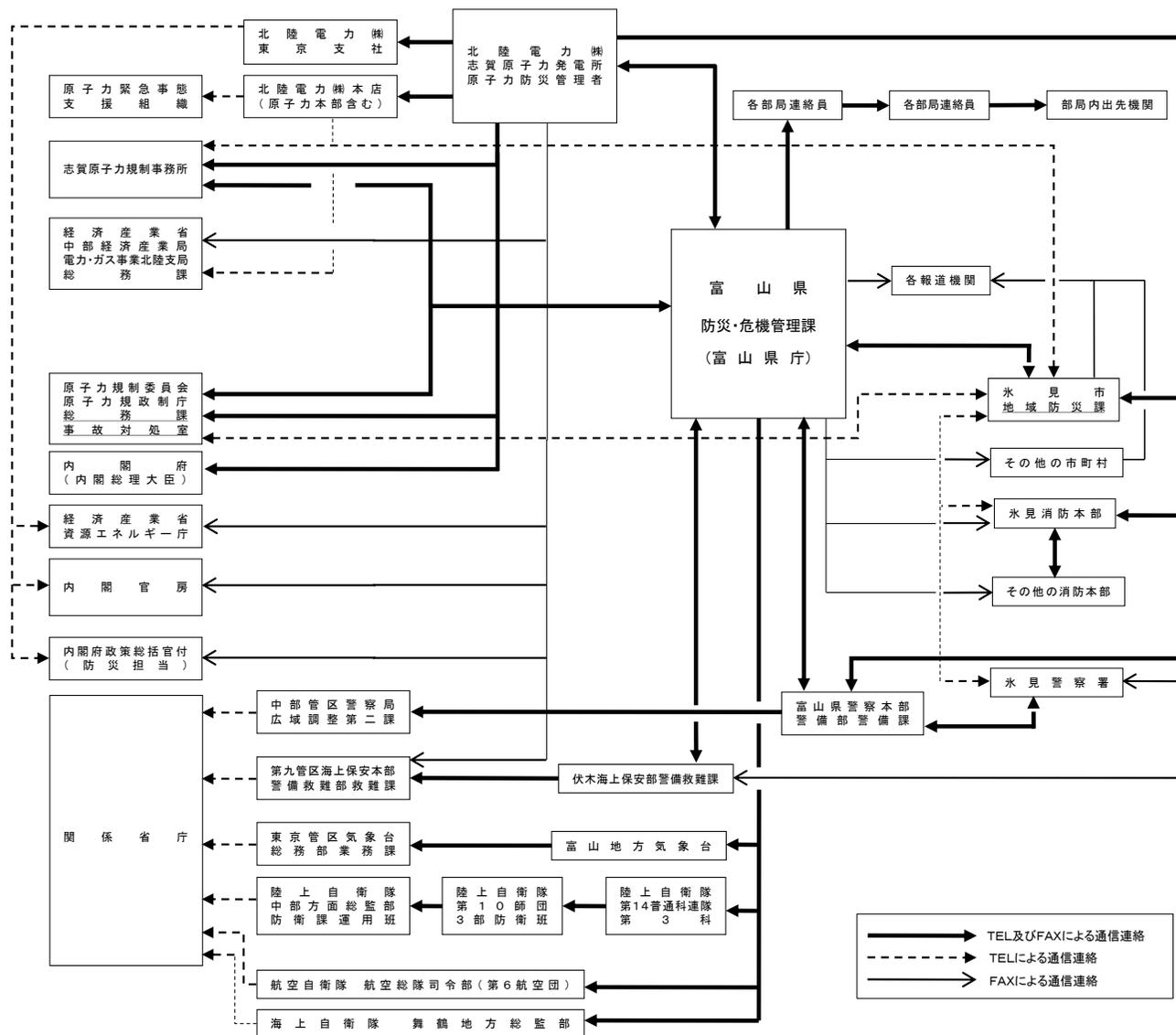
旧	新	備考
<p>第3章 原子力災害応急対策</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>第1 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡</p> <p>1 情報収集事態が発生した場合（原子力規制委員会、内閣府、県総合政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>（1）国からの連絡</p> <p>原子力規制委員会及び内閣府は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県、氷見市等の関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、情報収集事態を認知した場合に設置される原子力規制委員会・内閣府<u>原子力事故合同警戒本部</u>は、県、氷見市等の関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等必要な体制とるよう連絡することとされている。</p> <p>2 警戒事態が発生した場合（原子力規制委員会、内閣府、県総合政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>（1）国からの連絡</p> <p>原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は北陸電力により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県、氷見市等の関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、<u>内閣府</u></p>	<p>第3章 原子力災害応急対策</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>第1 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡</p> <p>1 情報収集事態が発生した場合（原子力規制委員会、内閣府、県総合政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>（1）国からの連絡</p> <p>原子力規制委員会及び内閣府は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県、氷見市等の関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、情報収集事態を認知した場合に設置される原子力規制委員会・内閣府<u>合同情報連絡室</u>は、県、氷見市等の関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等必要な体制とるよう連絡することとされている。</p> <p>2 警戒事態が発生した場合（原子力規制委員会、内閣府、県総合政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p> <p>（1）国からの連絡</p> <p>原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は北陸電力により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県、氷見市等の関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、<u>原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>_____は、県、氷見市等の関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等必要な態勢をとるよう連絡する。</p> <p>3 北陸電力から施設敷地緊急事態発生の通報があった場合（原子力規制委員会、内閣府、県知事政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p>	<p><u>戒本部</u>は、県、氷見市等の関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等必要な態勢をとるよう連絡する。</p> <p>3 北陸電力から施設敷地緊急事態発生の通報があった場合（原子力規制委員会、内閣府、県知事政策局、市町村、各防災関係機関、北陸電力）</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

事故通報（第1報「原災法第10条第1項に基づく通報」）通報連絡系統図



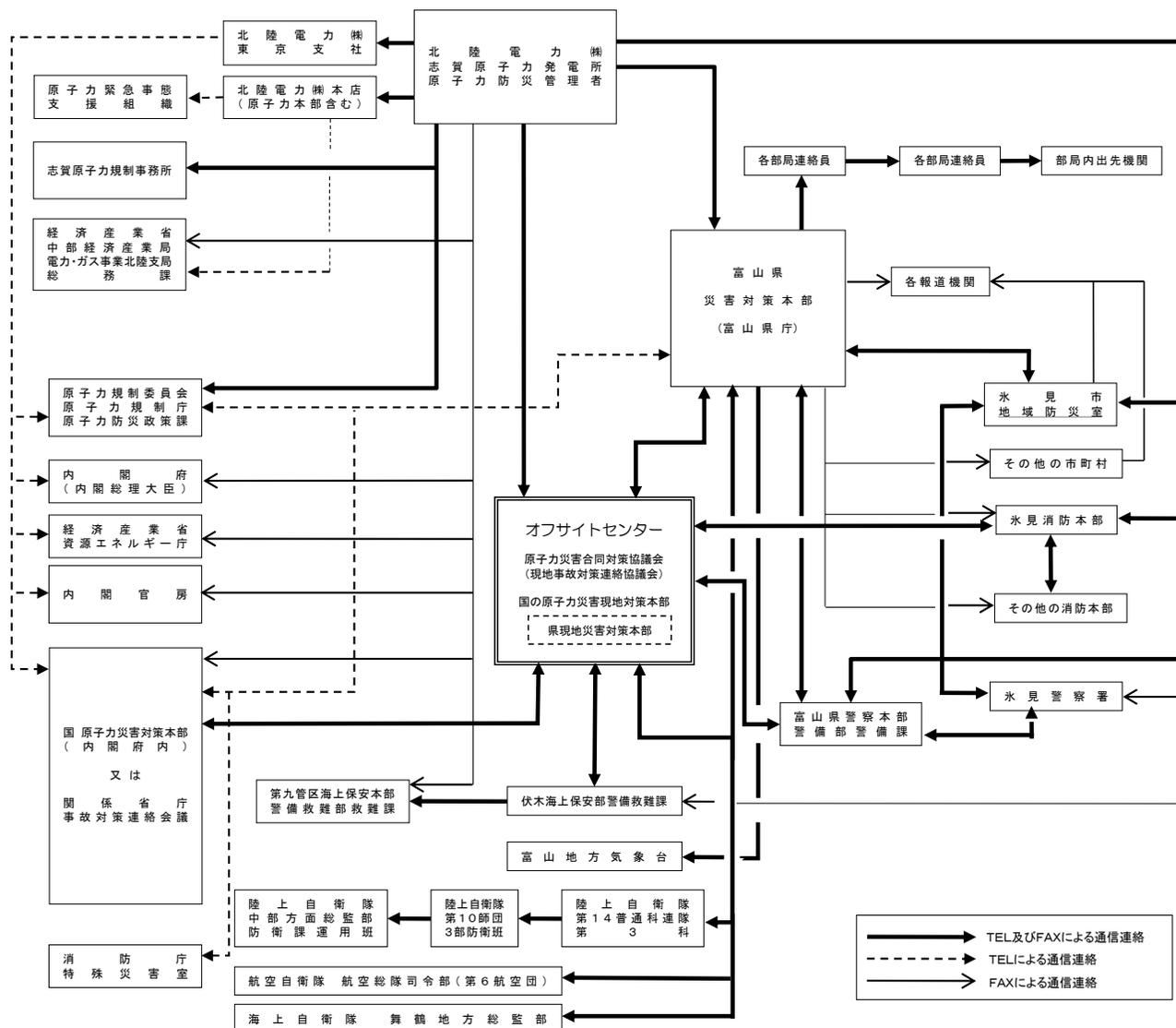
事故通報（第1報「原災法第10条第1項に基づく通報」）通報連絡系統図



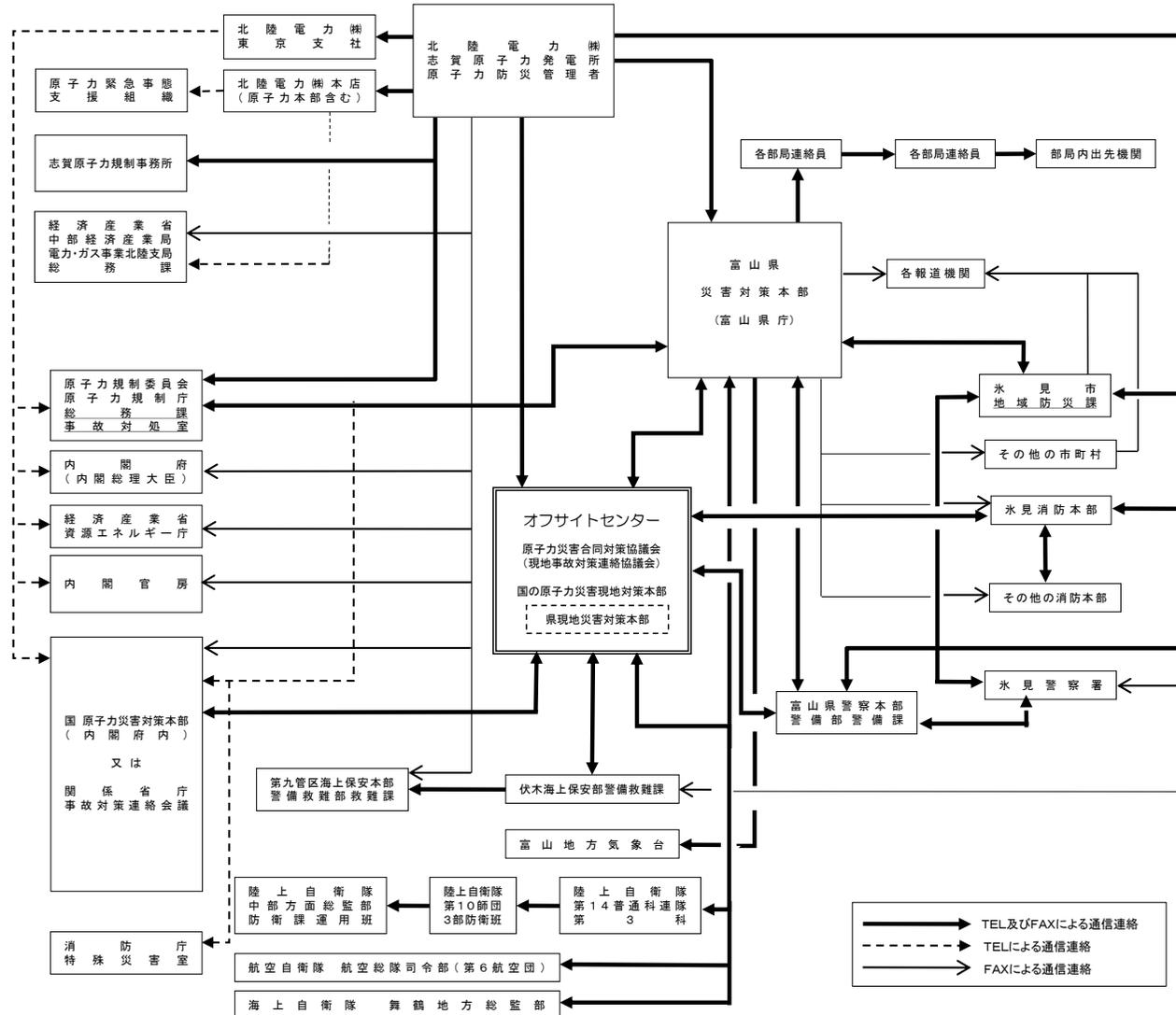
旧	新	備考
<p>(1) 北陸電力の通報</p> <p>北陸電力の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、県をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、氷見市、県警察、原子力防災専門官、氷見警察署、氷見市消防本部及び伏木海上保安部等に対して、直ちに、「特定事象発生通報」(原子力事業者防災業務計画様式7)をファクシミリ等により一斉に送信する。さらに、送信後、直ちに県をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、氷見市及び県警察等主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお、県は通報を受けた事象に対する北陸電力への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。</p> <p>(4) 原子力防災専門官の確認等</p> <p><u>原子力保安検査官等現地に派遣された原子力規制庁の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について、速やかに原子力防災専門官に連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、指定行政機関、関係省庁、氷見市等に連絡する。</u></p> <p>4 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合(県総合政策局、北陸電力)</p> <p>(1) 国及び北陸電力への連絡等</p> <p>県は、国及び北陸電力から通報がない状態において、県が</p>	<p>(1) 北陸電力の通報</p> <p>北陸電力の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、県をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、氷見市、県警察、原子力防災専門官、氷見警察署、氷見市消防本部及び伏木海上保安部等に対して、直ちに、「特定事象発生通報」(原子力事業者防災業務計画様式9)をファクシミリ等により一斉に送信する。さらに、送信後、直ちに県をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、氷見市及び県警察等主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお、県は通報を受けた事象に対する北陸電力への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。</p> <p>(4) 原子力防災専門官の確認等</p> <p><u>現地に派遣された原子力規制庁の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、緊急時対応センター(原子力規制庁)に随時連絡し、その結果について、速やかに原子力防災専門官に連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、指定行政機関、関係省庁、氷見市等に連絡する。</u></p> <p>4 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合(県総合政策局、北陸電力)</p> <p>(1) 国及び北陸電力への連絡等</p> <p>県は、国及び北陸電力から通報がない状態において、県が</p>	<p>事業者防災業務計画の変更</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>設置しているモニタリングポストにより施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官 _____ に連絡するとともに、必要に応じ北陸電力に確認を行う。</p>	<p>設置しているモニタリングポストにより施設敷地緊急事態発生 of 通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官 <u>及び上席放射線防災専門官</u> に連絡するとともに、必要に応じ北陸電力に確認を行う。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

事故通報（第2報以降）通報連絡系統図



事故通報（第2報以降）通報連絡系統図

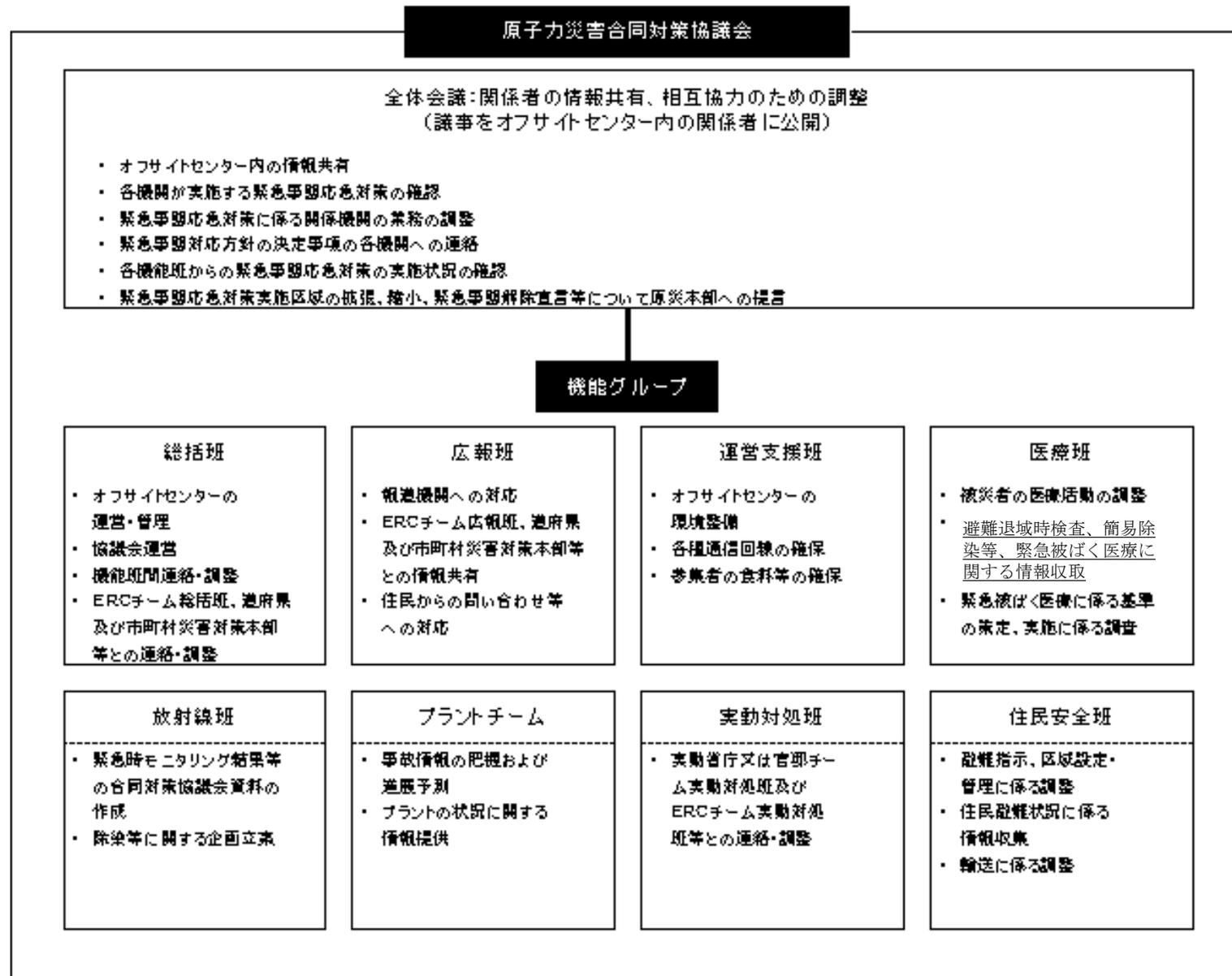


旧	新	備考
<p>(1) 北陸電力の通報連絡</p> <p>北陸電力の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態の発生 の通報を行った場合には、直ちに原子力災害の発生又は 拡大の防止のために必要な応急対策を行い、県をはじめ官 邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、氷見市、県警 察、原子力防災専門官、氷見警察署、氷見市消防本部、伏 木海上保安部、国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事 故対策連絡会議に対して、発電所の応急対策の概要、発電 所の状況、被害の状況等を定期的に「<u>応急措置の概要</u>」 (原子力事業者防災業務計画様式<u>9</u>)により通報連絡す る。北陸電力は、放射性物質の放出状況(量、組成、継続 時間等)に関する詳しい情報が得られない場合も、得られ た情報は速やかに各機関に連絡する。</p> <p>2 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急 活動情報、被害情報等の連絡)(内閣府、原子力規制委員会、 県総合政策局、関係部局、氷見市、各防災関係機関、北陸電力)</p> <p>(1) 北陸電力の通報連絡</p> <p>北陸電力の原子力防災管理者は、通報に係る事象が全面緊急 事態に至った場合は、原子力事業者防災業務計画<u>(第3章第3 節(1))</u>に基づき、直ちに「<u>原災法第15条第1項の基準に 達したときの報告様式</u>」(原子力事業者防災業務計画様式<u>11</u>) により、県をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣 府、氷見市、県警察、原子力防災専門官、氷見警察署、氷見市</p>	<p>(1) 北陸電力の通報連絡</p> <p>北陸電力の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態の発生 の通報を行った場合には、直ちに原子力災害の発生又は 拡大の防止のために必要な応急対策を行い、県をはじめ官 邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、氷見市、県警 察、原子力防災専門官、氷見警察署、氷見市消防本部、伏 木海上保安部、国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事 故対策連絡会議に対して、発電所の応急対策の概要、発電 所の状況、被害の状況等を定期的に「<u>応急措置の概要</u>」 (原子力事業者防災業務計画様式<u>11</u>)により通報連絡す る。北陸電力は、放射性物質の放出状況(量、組成、継続 時間等)に関する詳しい情報が得られない場合も、得られ た情報は速やかに各機関に連絡する。</p> <p>2 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急 活動情報、被害情報等の連絡)(内閣府、原子力規制委員会、 県総合政策局、関係部局、氷見市、各防災関係機関、北陸電力)</p> <p>(1) 北陸電力の通報連絡</p> <p>北陸電力の原子力防災管理者は、通報に係る事象が全面緊急 事態に至った場合は、原子力事業者防災業務計画<u>第3章第3 節(1)</u>に基づき、直ちに「<u>特定事象発生通報</u> _____」(原子力事業者防災業務計画様式<u>9</u>) により、県をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣 府、氷見市、県警察、原子力防災専門官、氷見警察署、氷見市</p>	<p>事業者防災業 務計画の変更</p>

旧	新	備考
<p>消防本部、伏木海上保安部、原子力災害合同対策協議会等に対して、通報連絡する。</p> <p>(2) オフサイトセンターにおける情報収集</p> <p>国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに県、関係省庁及び指定行政機関に連絡を行う。</p> <p>県及び氷見市は、国の原子力災害現地対策本部、立地県である石川県、指定公共機関_____、指定地方公共機関、北陸電力及びその他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて_____、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を_____共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。</p> <p>(3) オフサイトセンターにおける情報提供</p> <p>県及び氷見市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国の原子力災害対策本部に連絡する。</p> <p>なお、原子力防災専門官_____等現地に派遣された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県、氷見市等の市町</p>	<p>消防本部、伏木海上保安部、原子力災害合同対策協議会等に対して、通報連絡する。</p> <p>(2) オフサイトセンターにおける情報収集</p> <p>国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを、直ちに県、関係省庁及び指定行政機関に連絡を行う。</p> <p>県及び氷見市は、国の原子力災害現地対策本部、立地県である石川県、指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)、指定地方公共機関、北陸電力及びその他関係機関とともに、オフサイトセンターに職員を派遣し、施設の状況_____、モニタリング情報_____、医療関係情報_____、住民避難・屋内退避状況_____等_____必要な情報を常時継続的に共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。</p> <p>(3) オフサイトセンターにおける情報提供</p> <p>県及び氷見市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国の原子力災害対策本部に連絡する。</p> <p>なお、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県、氷見市等の市町</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>村をはじめ、北陸電力、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。</p> <p>第3 一般回線が使用できない場合の対処（原子力規制委員会、内閣府、県総合政策局、経営管理部、市町村、電気通信事業者）</p> <p>国の原子力災害対策本部は、県及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、<u>J-ALERT</u>等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。県は、伝達された内容を氷見市及びその他の全市町村に連絡する。</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>第2 原子力災害合同対策協議会への出席等</p>	<p>村をはじめ、北陸電力、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。</p> <p>第3 一般回線が使用できない場合の対処（原子力規制委員会、内閣府、県総合政策局、経営管理部、市町村、電気通信事業者）</p> <p>国の原子力災害対策本部は、県及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール_____等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。県は、伝達された内容を氷見市及びその他の全市町村に連絡する。</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>第2 原子力災害合同対策協議会への出席等</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>





旧	新	備考
<p>第3 専門家の派遣要請（原子力規制委員会、県総合政策局、水見市、北陸電力）</p> <p>県は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国_____及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p>第4 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p>1 応援要請（県総合政策局、県警察本部、市町村）</p> <p>県警察は、必要に応じ、____警察庁__を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請する。</p> <p>第5 自衛隊の派遣要請等（自衛隊、県総合政策局、市町村）</p> <p>3 自衛隊の救助活動</p> <p>(7) 緊急時のスクリーニング及び____除染</p> <p>第4節 緊急時モニタリング</p> <p>第2 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施（原子力規制委員会、県総合政策局、生活環境文化部、関係部局、市町村、北陸電力）</p> <p>2 警戒事態の環境放射線モニタリング</p> <p>県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。また、____原子力規制委員会__との連絡手段の確認等を行い、オフサイトセンターに要員を派遣するなど、必要に応</p>	<p>第3 専門家の派遣要請（原子力規制委員会、県総合政策局、水見市、北陸電力）</p> <p>県は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国（<u>原子力規制委員会</u>）及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p>第4 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p>1 応援要請（県総合政策局、県警察本部、市町村）</p> <p>県警察は、必要に応じ、<u>国（警察庁）</u>を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請する。</p> <p>第5 自衛隊の派遣要請等（自衛隊、県総合政策局、市町村）</p> <p>3 自衛隊の救助活動</p> <p>(7) <u>避難退域時検査及び簡易除染</u></p> <p>第4節 緊急時モニタリング</p> <p>第2 初期対応段階の緊急時モニタリングの実施（原子力規制委員会、県総合政策局、生活環境文化部、関係部局、市町村、北陸電力）</p> <p>2 警戒事態の環境放射線モニタリング</p> <p>県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。また、<u>国（原子力規制委員会）</u>との連絡手段の確認等を行い、オフサイトセンターに要員を派遣するなど、必要に応</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>じて、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。</p> <p>3 施設敷地緊急事態以降の緊急時モニタリング</p> <p>(1) 緊急時モニタリングセンターの設置</p> <p>施設敷地緊急事態が発生した場合には、国は、緊急時モニタリングセンターを設置することとされている。</p> <p>県は、国_____による緊急時モニタリングセンターの立上げに、必要に応じて協力する。</p> <p>(2) 緊急時モニタリング実施計画の策定</p> <p>国_____は、原子力災害対策指針に基づき、県及び立地県である石川県の緊急時モニタリング計画を基に、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力施設の状況等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定することとされている。</p> <p>(4) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画</p> <p>国_____は、発電所の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を改定するものとされている。</p> <p>第4 緊急時の公衆の被ばく線量の実測（原子力規制委員会、県総合政策局、関係部局）</p> <p>国_____、指定公共機関_____</p> <hr/>	<p>じて、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。</p> <p>3 施設敷地緊急事態以降の緊急時モニタリング</p> <p>(1) 緊急時モニタリングセンターの設置</p> <p>施設敷地緊急事態が発生した場合には、国は、緊急時モニタリングセンターを設置することとされている。</p> <p>県は、国<u>（原子力規制委員会）</u>による緊急時モニタリングセンターの立上げに、必要に応じて協力する。</p> <p>(2) 緊急時モニタリング実施計画の策定</p> <p>国<u>（原子力規制委員会）</u>は、原子力災害対策指針に基づき、県及び立地県である石川県の緊急時モニタリング計画を基に、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力施設の状況等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定することとされている。</p> <p>(4) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画</p> <p>国<u>（原子力規制委員会）</u>は、発電所の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を改定するものとされている。</p> <p>第4 緊急時の公衆の被ばく線量の実測（原子力規制委員会、県総合政策局、関係部局）</p> <p>国<u>（原子力規制委員会、環境省）</u>、指定公共機関<u>（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>_____、県及び氷見市等の市町村は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、一ヶ月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行う。</p> <p>第5節 避難等の防護活動</p> <p>第1 屋内退避、避難等の防護対策の概念</p> <p>1 屋内退避</p> <p>(2) UPZにおける措置(第1章 第6節 第1.1「緊急時防護措置を準備する区域」参照)</p> <p>2 避難及び一時移転</p> <p>避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。<u>避難場所</u>等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認す</p>	<p><u>子力研究開発機構</u>、県及び氷見市等の市町村は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、一ヶ月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行う。</p> <p>第5節 避難等の防護活動</p> <p>第1 屋内退避、避難等の防護対策の概念</p> <p>1 屋内退避</p> <p>(2) UPZにおける措置(第1章 第6節 第1.1「緊急__防護措置を準備する区域」参照)</p> <p>2 避難及び一時移転</p> <p>避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。このうち、避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。<u>指定避難所</u>等については、事前にモニタリングにより汚染の状況を確認す</p>	<p>指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>るとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、<u>スクリーニング</u>とその結果に応じて<u>除染</u>を行う。</p> <p>第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>1 屋内退避又は避難のための勧告又は指示の連絡、確認等 (原子力規制委員会、内閣府、県総合政策局、市町村)</p> <p>(1) 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>原子力規制委員会が施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、避難又は一時移転の実施の必要性を判断して、国の原子力災害対策本部は、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して避難等の指示を県に対して行う。 _____ _____ _____ _____</p> <p>(2) 国及び県からの指示・助言</p> <p>放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、<u>緊急事態の状況により、O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて</u>_____地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当</p>	<p>るとともに、そこに移動してきた住民等の内部被ばくの抑制や皮膚被ばくの低減等の観点から、<u>避難退域時検査</u>とその結果に応じて<u>簡易除染等</u>を行う。</p> <p>第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>1 屋内退避又は避難のための勧告又は指示の連絡、確認等 (原子力規制委員会、内閣府、県総合政策局、市町村)</p> <p>(1) 避難、屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>原子力規制委員会が施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、避難又は一時移転の実施の必要性を判断して、国の原子力災害対策本部は、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して避難等の指示を県に対して行う。<u>また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u></p> <p>(2) 国及び県からの指示・助言</p> <p>放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、_____緊急時モニタリングの結果に応じたO I Lに基づき地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当</p>	<p>指針の改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>たり、国から事前に指示案を伝達された知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べる。</p> <p>また、県は、市町村から求めがあった場合には、国による助言以外にも<u>避難指示又は避難勧告</u>の対象地域、判断時期について、助言する。_____</p> <p>_____</p> <p>2 運送事業者への要請</p> <p>県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認める場合は、<u>運送事業者である</u>指定公共機関_____又は指定地方公共機関_____に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。</p> <p>なお、県は、<u>運送事業者である</u>指定公共機関_____又は指定地方公共機関_____が正当な理由がないのに要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>3 避難に資する情報の提供（原子力規制委員会、内閣府、気象庁、県総合政策局、市町村）</p> <p>県は、住民等の避難誘導に当たっては、氷見市及びその他の市町村に協力し、住民等に向けて、<u>避難やスクリーニング</u>等_____の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリン</p>	<p>たり、国から事前に指示案を伝達された知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べる。</p> <p>また、県は、市町村から求めがあった場合には、国による助言以外にも<u>避難勧告等</u>_____の対象地域、判断時期について、助言する。<u>さらに、県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。</u></p> <p>2 運送事業者への要請</p> <p>県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認める場合は、_____指定公共機関（<u>運送事業者等</u>）又は指定地方公共機関（<u>運送事業者等</u>）に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。</p> <p>なお、県は、_____指定公共機関（<u>運送事業者等</u>）又は指定地方公共機関（<u>運送事業者等</u>）が正当な理由がないのに要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。</p> <p>3 避難に資する情報の提供（原子力規制委員会、内閣府、気象庁、県総合政策局、市町村）</p> <p>県は、住民等の避難誘導に当たっては、氷見市及びその他の市町村に協力し、住民等に向けて、<u>避難や避難退域時検査及び簡易除染</u>の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリン</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>___避難所の運営に当たっては、市町村は、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や___避難所の衛生状態の確保に努めるとともに、女性に適した生活環境となるよう、必要な措置を講じるよう努める。さらに、必要に応じ、___避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>なお、県は、氷見市及びその他の市町村が___避難所において実施する仮設トイレ_____の早期設置や、清掃、し尿及びごみの収集処理等について支援する。</p> <p>5 避難者への心身のケア（県総合政策局、生活環境文化部、厚生部、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国（厚生労働省）と連携し、___避難所における被災者が常に良好な衛生状態を保つよう努める。</p> <p>___避難所の運営に当たっては、___避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、市町村は、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。</p>	<p><u>指定</u>避難所の運営に当たっては、市町村は、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や<u>指定</u>避難所の衛生状態の確保に努めるとともに、女性に適した生活環境となるよう、必要な措置を講じるよう努める。さらに、必要に応じ、<u>指定</u>避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>なお、県は、氷見市及びその他の市町村が<u>指定</u>避難所において実施する仮設トイレや<u>マンホールトイレ</u>の早期設置や、清掃、し尿及びごみの収集処理等について支援する。</p> <p>5 避難者への心身のケア（県総合政策局、生活環境文化部、厚生部、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国（厚生労働省）と連携し、<u>指定</u>避難所における被災者が常に良好な衛生状態を保つよう努める。</p> <p><u>指定</u>避難所の運営に当たっては、<u>指定</u>避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、市町村は、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>7 旅館やホテル等の活用（県総合政策局、観光・地域振興局、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国_____と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p>8 応急仮設住宅等の提供等（県土木部、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国_____と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、国家公務員宿舎の借上げ、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、___避難所の早期解消に努める。</p> <p><u>9 応急仮設住宅等の建設等（県土木部、市町村）</u></p> <p>県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国_____と協議の上、建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請する。</p> <p>応急仮設住宅の建設及び管理については、状況に応じ、市町村に委任することができる。</p> <p>第5 広域一時滞在</p> <p>1 広域一時滞在に係る要請（原子力規制委員会、内閣府、県総合政策局、市町村）</p>	<p>7 旅館やホテル等の活用（県総合政策局、観光・地域振興局、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国<u>（内閣府等）</u>と連携し、災害の規模、被災者の避難_____状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p>8 応急仮設住宅等の提供等（県土木部、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、国<u>（内閣府、国土交通省等）</u>と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、国家公務員宿舎の借上げ、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、<u>指定避難所</u>の早期解消に努める。 <u>（削除）</u></p> <p>県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国<u>（内閣府）</u>と協議の上、提供する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の提供に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請する。</p> <p>応急仮設住宅の提供及び管理については、状況に応じ、市町村に委任することができる。</p> <p>第5 広域一時滞在</p> <p>1 広域一時滞在に係る要請（原子力規制委員会、内閣府、県総合政策局、市町村）</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>(1) 市町村</p> <p>被災した市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難、及び____避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を要請する。</p> <p>(2) 県</p> <p>県は、市町村から協議要請があった場合は、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがない_____ときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行う。</p> <p>(3) 国</p> <p>国_____は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。県は、市町村から求めがあった場合は、同様の助言を行う。</p> <p>また、国_____</p>	<p>(1) 市町村</p> <p>被災した市町村は、災害の規模、被災者の避難____状況、避難の長期化に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難、及び<u>指定避難所</u>、<u>応急仮設住宅等の提供</u>が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を要請する。</p> <p>(2) 県</p> <p>県は、市町村から協議要請があった場合は、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがない<u>と認められる</u>ときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行う。</p> <p>(3) 国</p> <p>国（<u>内閣府及び消防庁。原子力災害対策本部等が設置された場合は同本部</u>）は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。県は、市町村から求めがあった場合は、同様の助言を行う。</p> <p>また、国（<u>内閣府及び消防庁。国の原子力災害対策本部</u>）</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>_____は、県及び市町村が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在の協議を県及び当該市町村に代わって行うこととされている。</p> <p>3 <u>石川県</u>からの広域一時避難（県総合政策局、市町村） 県は、<u>立地県</u>である<u>石川県</u>から県内市町村への広域一時避難の要請があった場合は、<u>石川県</u>と県内市町村との調整を行う。</p> <p>第6 避難の際の住民に対するスクリーニング 及び除染の実施 <u>スクリーニング</u>による汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のためには、不可欠であり、医療行為を円滑に行うためにも実施しなければならない。</p> <p>県は、_____避難及び一時移転の対象となった住民等に対し、<u>その移動先</u> _____において、<u>汚染拡大防止のため</u>に、<u>汚染スクリーニング</u>を行い、基準値を超えた場合には<u>除染</u> _____を行う。</p> <p>1 <u>体表面汚染スクリーニング</u> 県は、国、氷見市及びその他の市町村及び関係機関と連携し</p>	<p><u>等が設置された場合は同本部</u>)は、県及び市町村が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在の協議を県及び当該市町村に代わって行うこととされている。</p> <p>3 <u>他県</u>からの広域一時避難（県総合政策局、市町村） 県は、<u>他</u> _____県から県内市町村への広域一時避難の要請があった場合は、<u>要請県</u>と県内市町村との調整を行う。</p> <p>第6 避難の際の住民に対する避難退域時検査等及び除染の実施 <u>避難退域時検査等</u>による汚染程度の把握は、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のためには、不可欠であり、医療行為を円滑に行うためにも実施しなければならない。</p> <p>県は、<u>O I L</u>に基づく防護措置としての<u>避難又は一時移転</u>の対象となった住民等に対し、<u>原子力災害対策重点区域の境界周辺から指定避難所等までの場所</u>において、<u>避難退域時検査</u> _____を行い、基準値を超えた場合には<u>簡易除染等</u>を行う。</p> <p>1 <u>避難退域時検査及び簡易除染</u> 県は、国、氷見市及びその他の市町村及び関係機関と連携し</p>	<p></p> <p>文言修正</p> <p>指針の改正に伴う修正</p>

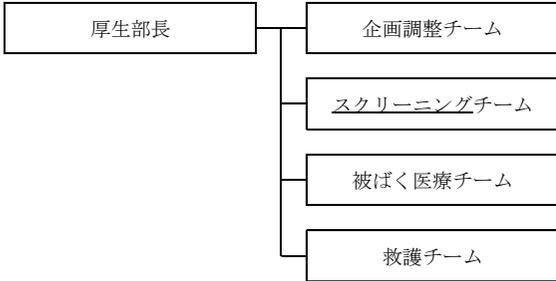
旧	新	備考
<p>て、主として避難者を対象として、<u>体表面汚染スクリーニングを実施する。</u></p> <p><u>避難所等で実施される体表面汚染スクリーニングにおいて、O I L 4を超える場合は、簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）を行う。その際、吸入被ばくが懸念される場合には鼻腔の汚染を確認するため鼻スメアを行う。ただし、その場で除染ができない場合には帰宅後など除染ができる場所で速やかに除染を行うよう指導する。</u></p>	<p>て、主として避難者を対象として、<u>O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等(ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。)</u>を対象に<u>避難退域時検査及び簡易除染を実施する。</u></p> <p><u>なお、避難退域時検査及び簡易除染は、避難や一時移転の迅速性を損なわないよう十分留意して行う。</u></p> <p><u>また、避難退域時検査及び簡易除染によって健康リスクが高まると判断される住民等については、体調等が悪化しないように十分配慮する。</u></p> <p><u>(1) 検査の方法</u></p> <p><u>自家用車やバス等の車両を利用して避難等をする住民等の検査は、乗員の検査の代用として、まず車両の検査を行い、結果が40,000cpm(β線)以下でない場合には、乗員の代表者(避難行動が同様の行動をとった集団のうちの1名)に対して検査を行う。この代表者がO I L 4以下でない場合には、乗員の全員に対して検査を行う。携行物品の検査は、これを携行している住民がO I L 4以下でない場合にのみ検査を行う。</u></p> <p><u>(2) 簡易除染の方法</u></p> <p><u>検査の結果、O I L 4以下でない住民、40,000cpm(β線)以下でない車両及び携行物品には簡易除染を行う。</u></p> <p><u>簡易除染によってもO I L 4以下にならない住民は除染が行える機関で除染を行い、簡易除染によっても40,000cpm(β線)以下にならない車両や携行物品は検査場所で一時保管等の</u></p>	<p>指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>2 甲状腺スクリーニング</p> <p>県は、<u>体表面汚染スクリーニングの結果</u>や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による____被ばくが懸念される場合に、甲状腺スクリーニングを行う。ただし、甲状腺スクリーニング計測では正確な甲状腺被ばく線量を推定することができないことに留意する。</p> <p>3 <u>物品のスクリーニング</u></p> <p>県は、<u>物品を取扱う者の外部被ばくや内部被ばくの抑制及び汚染拡大防止を目的として、物品のスクリーニングを実施する。また、物品のスクリーニングにおいてもO I L 4を基準として用い、汚染がある場合は、簡易除染を行う。</u></p>	<p><u>措置を行う。</u></p> <p><u>内部被ばくが疑われる場合には、指定された拠点病院に搬送する。</u></p> <p><u>また、吸入被ばくが懸念される場合には、鼻腔の汚染を確認するための鼻スメアを行う。</u></p> <p>2 甲状腺スクリーニング</p> <p>県は、<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>____や緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、放射性ヨウ素による<u>内部被ばく</u>が懸念される場合に、甲状腺スクリーニングを行う。ただし、甲状腺スクリーニング計測では正確な甲状腺被ばく線量を推定することができないことに留意する。</p> <p>(削除)</p>	<p>指針の改正に伴う修正</p>

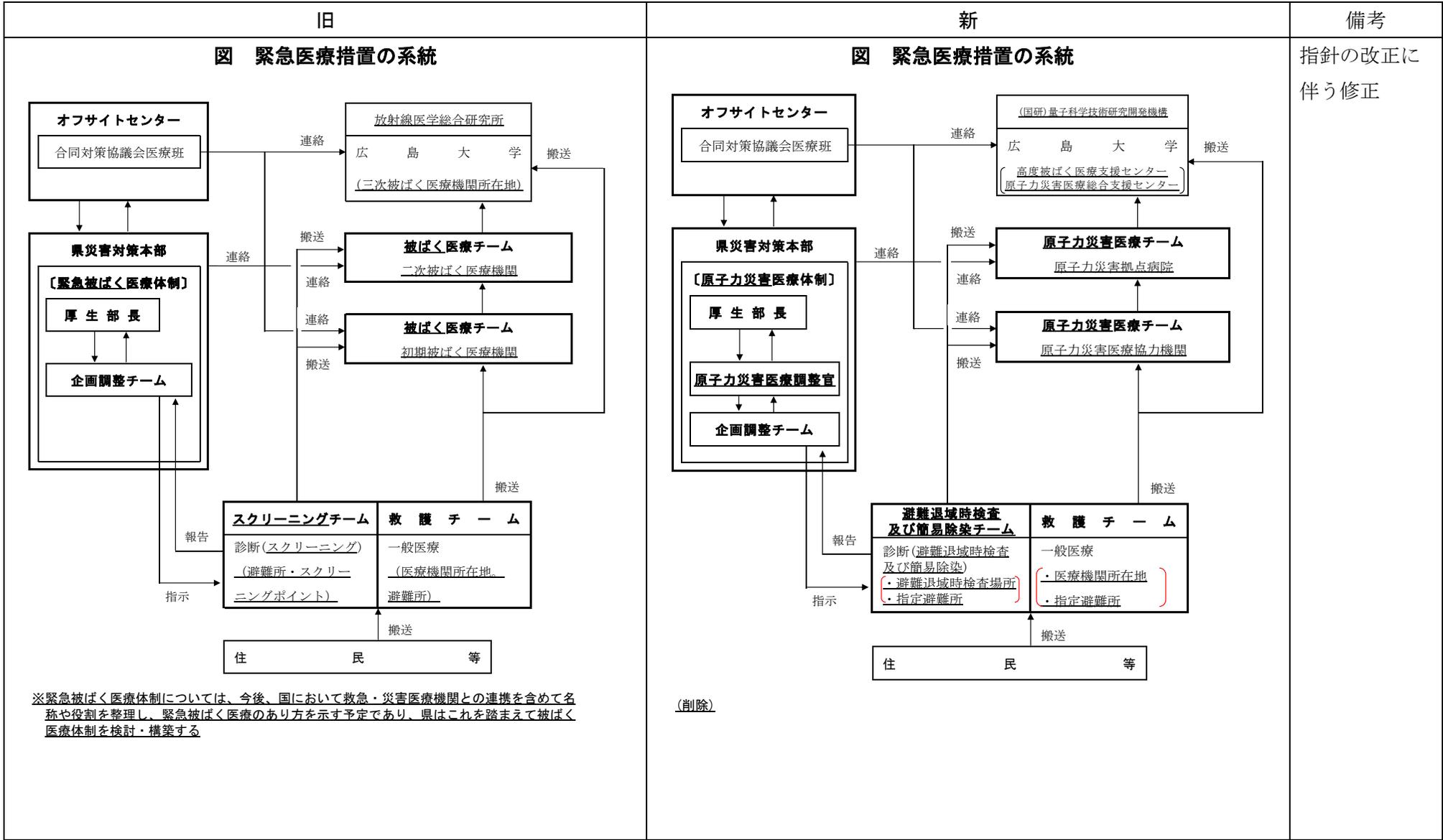
旧				新				備考
除染の基準				除染の基準				指針の改正に伴う修正
基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要	
(略)	(略)	(略)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、 <u> </u> 基準を超える際は迅速に除染 <u> </u> 。	(略)	(略)	(略)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、 <u> </u> 基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	防災基本計画の修正に伴う修正
第8 要配慮者への配慮				第8 要配慮者への配慮				
1 要配慮者への配慮（県総合政策局、観光・地域振興局、厚生部、市町村）				1 要配慮者への配慮（県総合政策局、観光・地域振興局、厚生部、市町村）				防災基本計画の修正に伴う修正
<p>県、氷見市及びその他の市町村は、国及び関係機関と協力し、避難誘導、<u> </u>避難所<u> </u>での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、屋内退避、避難など、適時適切な防護措置を講ずる必要がある。</p>				<p>県、氷見市及びその他の市町村は、国及び関係機関と協力し、避難誘導、<u>指定避難所等</u>での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、屋内退避、避難など、適時適切な防護措置を講ずる必要がある。</p>				
第12 飲食物、生活必需品等の供給				第12 飲食物、生活必需品等の供給				防災基本計画の修正に伴う修正
1 飲食物、生活必需品等の供給・分配及び調達に関する留意事項（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）				1 飲食物、生活必需品等の供給・分配及び調達に関する留意事項（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）				
<p>なお、被災地で<u>必要とされる</u>物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含め</p>				<p>なお、被災地で<u>求められる</u>物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含め</p>				

旧	新	備考
<p>るなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者__のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。</p> <p>2 物資の調達要請（原子力規制委員会、農林水産省、県厚生部、農林水産部、市町村）</p> <p>氷見市及びその他の市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県や国（<u>物資関係省庁</u>） ____、国の原子力災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。</p> <p>3 調達等された物資の供給（県厚生部、市町村、各防災関係機関）</p> <p>なお、氷見市及びその他の市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの<u>要請</u>を待ついとまがないと認められるときは、<u>要請</u>を待たないで、市町村に対する物資を確保し輸送する。</p> <p>また、災害応急対策のため緊急の必要があると認めるときは、<u>運送事業者である指定公共機関</u>____又は指定地方公共機関____に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。</p> <p>なお、県は、<u>運送事業者である指定公共機関</u>____又は指定地方公共機関____が正当な理由なく上記の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必</p>	<p>るなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者<u>等</u>のニーズや、男女のニーズの違い__に配慮する。</p> <p>2 物資の調達要請（原子力規制委員会、農林水産省、県厚生部、農林水産部、市町村）</p> <p>氷見市及びその他の市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県や国（<u>厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁</u>） ____、国の原子力災害対策本部等に対し、物資の調達を要請する。</p> <p>3 調達等された物資の供給（県厚生部、市町村、各防災関係機関）</p> <p>なお、氷見市及びその他の市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村からの<u>要求</u>を待ついとまがないと認められるときは、<u>要求</u>を待たないで、市町村に対する物資を確保し輸送する。</p> <p>また、災害応急対策のため緊急の必要があると認めるときは、____<u>指定公共機関（運送事業者等）</u>又は指定地方公共機関<u>（運送事業者等）</u>に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。</p> <p>なお、県は、____<u>指定公共機関（運送事業者等）</u>又は指定地方公共機関<u>（運送事業者等）</u>が正当な理由なく上記の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。</p> <p>第8節 緊急輸送活動</p> <p>第2 緊急輸送のための交通確保</p> <p>2 交通規制等による交通の確保（県警察本部）</p> <p>県警察は、<u>現地</u>の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、_____交通状況を迅速に把握する。</p> <p>県警察は、_____緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。</p>	<p>要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。</p> <p>第8節 緊急輸送活動</p> <p>第2 緊急輸送のための交通確保</p> <p>2 交通規制等による交通の確保（県警察本部）</p> <p>県警察は、<u>現場</u>の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、<u>通行可能な道路</u>や交通状況を迅速に把握する。</p> <p>県警察は、<u>危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに</u>、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。</p>	

旧	新	備考
<p>第10節 緊急時医療活動</p> <p>第1 原子力災害時の医療体制</p> <p>1 <u>緊急被ばく医療体制</u>（県総合政策局、厚生部） 県は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置した場合は、<u>緊急被ばく医療体制</u>をとる。</p> <p>3 <u>緊急被ばく医療体制の構成及び業務</u>（富山県医師会、富山県歯科医師会、富山県薬剤師会、富山県看護協会、_____、県総合政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部、関係医療機関）</p> <p>(1) <u>緊急被ばく医療体制の構成</u> <u>緊急被ばく医療体制</u>を次のとおり編成する。</p>  <pre> graph TD A[厚生部長] --- B[企画調整チーム] A --- C[スクリーニングチーム] A --- D[被ばく医療チーム] A --- E[救護チーム] </pre>	<p>第10節 緊急時医療活動</p> <p>第1 原子力災害時の医療体制</p> <p>1 <u>原子力災害医療体制</u>（県総合政策局、厚生部） 県は、災害警戒本部及び災害対策本部を設置した場合は、<u>原子力災害医療体制</u>をとる。</p> <p>3 <u>原子力災害医療体制の構成及び業務</u>（_____県医師会、_____県歯科医師会、_____県薬剤師会、_____県看護協会、<u>県診療放射線技師会</u>、県総合政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部、関係医療機関）</p> <p>(1) <u>原子力災害医療体制の構成</u> <u>原子力災害医療体制</u>を次のとおり編成する。</p>  <pre> graph TD A[厚生部長] --- B[原子力災害医療調整官] B --- C[企画調整チーム] B --- D[避難区域時検査及び簡易除染チーム] B --- E[被ばく医療チーム] B --- F[救護チーム] </pre>	<p>指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>県は、必要と認められる場合は、地域の基幹医療機関__に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。</p> <p>5 専門機関・原子力災害現地対策本部等との連携</p> <p>また、県は、原子力災害現地対策本部の医療総括責任者<u>(※)</u>の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の消防機関による搬送、医療機関による受入れを支援する。</p> <p><u>※ 医療総括責任者</u></p> <p><u>原子力災害対策指針においては、国、地方公共団体、医療機関等との間の情報交換、連携を円滑に実施するための調整を行う原子力災害現地対策本部医療班の者とされている。</u></p> <p><u>医療総括責任者は、災害時には、被ばく医療関係者の支援を受けつつ、多数の傷病者の搬送先の指示等の対応に当たる責務を担う。</u></p> <p>6 高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送</p> <p>県は、自ら必要と認める場合又は氷見市及びその他の市町村から被ばく者_____の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、広島大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、__消防庁__に対し搬送手段の優先的確保などを要請する。</p>	<p>県は、必要と認められる場合は、地域の基幹医療機関等__に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。</p> <p>5 専門機関・原子力災害現地対策本部等との連携</p> <p>また、県は、原子力災害現地対策本部と連携し_____、汚染や被ばくの可能性がある傷病者の消防機関による搬送、医療機関による受入れを支援する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>6 高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送</p> <p>県は、自ら必要と認める場合又は氷見市及びその他の市町村から<u>汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等</u>の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、広島大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、<u>国(消防庁)</u>に対し搬送手段の優先的確保などを要請する。</p>	<p>文言修正</p> <p>指針の改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>



旧	新	備考
<p>第11節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>第1 住民等への情報伝達手段</p> <p>3 情報提供にあたっての配慮（県経営管理部、関係部局、各防災関係機関）</p> <p>県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（発電所の事故の状況、モニタリングの結果や参考としての気象情報等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や____避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、心のケア（メンタルヘルス）並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を確認できる広域避難者等_____に配慮した伝達を行う。</p> <p>5 多様な情報手段の活用（県経営管理部、市町村、各報道機関、電気通信事業者、各防災関係機関）</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、<u>避難場所</u>にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>6 避難状況（<u>避難場所</u>及び連絡先）の把握（県経営管理部、市町村）</p>	<p>第11節 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>第1 住民等への情報伝達手段</p> <p>3 情報提供にあたっての配慮（県経営管理部、関係部局、各防災関係機関）</p> <p>県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（発電所の事故の状況、モニタリングの結果や参考としての気象情報等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や<u>指定避難所</u>等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、心のケア（メンタルヘルス）並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を確認できる広域避難者、<u>在日外国人</u>、<u>訪日外国人</u>に配慮した伝達を行う。</p> <p>5 多様な情報手段の活用（県経営管理部、市町村、各報道機関、電気通信事業者、各防災関係機関）</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、<u>避難所</u>にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</p> <p>6 避難状況（<u>避難所</u>及び連絡先）の把握（県経営管理部、市町村）</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>第12節 自発的支援の受入れ等</p> <p>大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、<u>県及び国、</u>関係団体は、適切に対応する。</p> <p>第1 ボランティアの受入れ等（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>県、国<u>、</u>氷見市、その他の市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際しては、<u>被ばくに留意し、高齢者介護や外国人との会話力等</u>ボランティアの技能<u>が</u>効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</p>	<p>第12節 自発的支援の受入れ等</p> <p>大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、<u>県、国（内閣府等）及び</u>関係団体は、適切に対応する。</p> <p>第1 ボランティアの受入れ等（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>県、国<u>（内閣府等）</u>、氷見市、その他の市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際しては、<u>老人</u>介護や外国人との会話力等<u>の</u>ボランティアの技能<u>等</u>が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</p>	

県地域防災計画（原子力災害編）改定案（第4章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援（北陸労働金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、県厚生部、商工労働部、農林水産部、県社会福祉協議会、市町村）</p> <p>第1 被災者の生活再建等に向けた支援</p> <p>県は、国_____、氷見市及びその他の市町村と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援</p> <p>県は、国、氷見市及びその他の市町村と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備導入資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。</p> <p>また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備（県厚生部、市町村）</p> <p>県は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国_____、氷見市及びその他の市町村とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備する。</p>	<p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第8節 被災者等の生活再建等の支援（北陸労働金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、県厚生部、商工労働部、農林水産部、県社会福祉協議会、市町村）</p> <p>第1 被災者の生活再建等に向けた支援</p> <p>県は、国（内閣府、厚生労働省等）、氷見市及びその他の市町村と連携し、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援</p> <p>県は、国、氷見市及びその他の市町村と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付_____等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。</p> <p>また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備（県厚生部、市町村）</p> <p>県は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国（環境省、原子力規制委員会、厚生労働省）、氷見市及びその他の市町村とともに、住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備する。</p>	<p></p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>文言削除</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>第12節 物価の監視（県生活環境文化部）</p> <p>県は、国_____と連携し、生活必需品__ の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。</p>	<p>第12節 物価の監視（県生活環境文化部）</p> <p>県は、国（<u>経済産業省、農林水産省</u>）と連携し、生活必需品等 の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。</p>	<p>防災基本計画 の修正に伴う 修正</p>

県地域防災計画（原子力災害編）改定案（第5章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第5章 複合災害対策 第2節 災害事前対策 第3 避難収容活動体制の整備（県総合政策局、市町村） また、<u> </u>避難所においては、電力、ガス、通信等のライフラインが途絶した場合に備え、非常用電源、LP ガス、衛星携帯電話等の設備を備えるよう努めるものとする。</p> <p>第5 物資の調達、供給活動（再掲） 1 物資の備蓄・調達・輸送体制の整備（県総合政策局、厚生部、出納局、市町村、日本赤十字社富山県支部） 県、氷見市及びその他の市町村は、国及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合や、冬季には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は<u>避難場所</u>の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> 2 物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備（農林水産省、県総合政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）	<p>第5章 複合災害対策 第2節 災害事前対策 第3 避難の受入れ体制の整備（県総合政策局、市町村） また、<u>指定</u>避難所においては、電力、ガス、通信等のライフラインが途絶した場合に備え、非常用電源、LP ガス、衛星携帯電話等の設備を備えるよう努めるものとする。</p> <p>第5 物資の調達、供給活動（再掲） 1 物資の備蓄・調達・輸送体制の整備（県総合政策局、厚生部、出納局、市町村、日本赤十字社富山県支部） 県、氷見市及びその他の市町村は、国及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合や、冬季には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は<u>指定避難所</u>の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> 2 物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備（農林水産省、県総合政策局、厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>国_____は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに<u>避難場所</u>ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。</p> <p>第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備（再掲）</p> <p>2 多様なメディアの活用体制の整備（県経営管理部、市町村、各報道機関、電気通信事業者）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有線放送、<u>CATV</u>_____、携帯情報端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が対応するよう努め、日頃から、より高度な広報技術の習得に努める。</p> <p>第7 行政機関の退避計画及び業務継続計画（BCP）の策定（再掲）（県総合政策局、経営管理部、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための</p>	<p>国（<u>農林水産省、厚生労働省、経済産業省、消防庁、国土交通省等</u>）は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに<u>指定避難所</u>ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。</p> <p>第6 住民等への的確な情報伝達体制の整備（再掲）</p> <p>2 多様なメディアの活用体制の整備（県経営管理部、市町村、各報道機関、電気通信事業者）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有線放送、<u>ケーブルテレビ</u>、携帯情報端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が対応するよう努め、日頃から、より高度な広報技術の習得に努める。</p> <p>第7 行政機関の退避計画及び業務継続計画（BCP）の策定（再掲）（県総合政策局、経営管理部、市町村）</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>他編との表記の統一</p>

旧	新	備考
<p>況を確認できる場合は、代替となる避難経路及び避難場所等の確保を図る。</p> <p>また、県は、広域避難に当たっては、市町村や関係機関等から収集した避難経路及び避難場所等の情報を勘案し、代替となる避難経路及び避難場所について、市町村に示す。</p> <p>なお、氷見市及びその他の市町村は、大規模自然災害や雪害による家屋の倒壊等の危険性が想定されるときは、避難誘導にあたり十分留意する。</p> <p>3 <u>避難場所</u>の運営（県総合政策局、市町村）</p> <p>県は、<u>避難場所</u>の被災により広域避難が必要となった場合、市町村の区域を越えた対応を行う。</p> <p>また、受入れ市町村は、<u>避難場所</u>における混乱を避け、指示の徹底を図るため、大規模自然災害等の<u>避難場所</u>と原子力災害の<u>避難場所</u>は、可能な限り別々に設置する。</p> <p>第6 緊急時医療活動</p> <p>2 <u>スクリーニング</u>等の実施（県総合政策局、厚生部、市町村、関係医療機関）</p> <p>県は、複合災害時における避難所での<u>スクリーニング</u>等の実施に当たっては、十分に配慮するものとする。</p> <p><u>※緊急被ばく医療設備、資機材等の詳細、複合災害における大規模な放射線による被害が発生した場合の関係医療機関の連携、緊急被ばく医療部門と災害医療部門との協</u></p>	<p>況を確認できる場合は、代替となる避難経路及び避難所等の確保を図る。</p> <p>また、県は、広域避難に当たっては、市町村や関係機関等から収集した避難経路及び避難所等の情報を勘案し、代替となる避難経路及び避難所について、市町村に示す。</p> <p>なお、氷見市及びその他の市町村は、大規模自然災害や雪害による家屋の倒壊等の危険性が想定されるときは、避難誘導にあたり十分留意する。</p> <p>3 <u>避難所</u>の運営（県総合政策局、市町村）</p> <p>県は、<u>避難所</u>の被災により広域避難が必要となった場合、市町村の区域を越えた対応を行う。</p> <p>また、受入れ市町村は、<u>避難所</u>における混乱を避け、指示の徹底を図るため、大規模自然災害等の<u>避難所</u>と原子力災害の<u>避難所</u>は、可能な限り別々に設置する。</p> <p>第6 緊急時医療活動</p> <p>2 <u>避難退域時検査</u>等の実施（県総合政策局、厚生部、市町村、関係医療機関）</p> <p>県は、複合災害時における避難所での<u>避難退域時検査</u>等の実施に当たっては、十分に配慮するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>指針の改正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<u>力関係については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針を踏まえて、そのあり方を検討</u>		